

第110回

定時株主総会

招集ご通知

開催 日時

2023年6月23日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催 場所

東京都品川区東五反田
二丁目18番1号
大崎フォレストビルディング
2階会議室

書面（郵送）及びインターネット等による議決権行使期限

2023年6月22日（木曜日）
午後5時15分まで

株主総会ご出席の皆様へのお土産のご用意
はございませんので、あらかじめご了承ください
でございますようお願い申し上げます。

グループの経営思想について

経営理念

常に新しい価値を創造し、
持続可能な社会の実現を
希求して、人類の幸福に貢献します。

<信条>

- 品格を重んじ、あらゆる事に
日々公明正大に努めます。
- 一人ひとりの力を最大限に発揮し、
自己の成長と共に社会の繁栄に
努めます。

<ビジョン>

世界中の人に必要とされる
斬新で革新的な技術と
商品を提供するグループを
目指します。



目次

第110回定時株主総会招集ご通知	3
------------------	---

議決権の行使方法についてのご案内	5
------------------	---

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件	7
----------------	---

第2号議案 取締役9名選任の件	9
-----------------	---

第3号議案 監査役1名選任の件	17
-----------------	----

第4号議案 取締役の報酬額改定の件	19
-------------------	----

第5号議案 取締役に対する業績連動型 株式報酬の一部変更の件	22
-----------------------------------	----

(添付書類)

事業報告

I 企業集団の現況に関する事項	26
-----------------	----

II 会社の現況	49
----------	----

連結計算書類	67
--------	----

計算書類	70
------	----

監査報告書	73
-------	----

株主各位

証券コード 5901
(発送日) 2023年6月7日
(電子提供措置の開始日) 2023年6月1日

東京都品川区東五反田二丁目18番1号

東洋製罐グループホールディングス株式会社

取締役社長 大塚 一 男

第110回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第110回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.tskg-hd.com/ir/stocks/meeting/>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/5901/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「東洋製罐グループホールディングス」または「コード」に当社証券コード「5901」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、5ページからの「議決権の行使方法についてのご案内」をご参照いただき、2023年6月22日（木曜日）午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1.	日時	2023年6月23日(金曜日)午前10時(受付開始:午前9時)
2.	場所	東京都品川区東五反田二丁目18番1号 大崎フォレストビルディング2階会議室
3.	会議の目的事項	<p>報告事項</p> <p>1. 第110期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第110期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)計算書類の内容報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役9名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 取締役の報酬額改定の件 第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬の一部変更の件</p>
4.	招集にあたっての決定事項	<p>(1) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。</p> <p>(2) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使書を有効なものとしてお取り扱いいたします。</p> <p>(3) インターネット等と書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。</p> <p>(4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。</p>

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、事業報告の「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規程に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

議決権の行使方法についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



書面で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年6月22日(木曜日)
午後5時15分到着分まで



インターネット等で議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月22日(木曜日)
午後5時15分完了分まで



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2023年6月23日(金曜日)
午前10時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトにログインQRコード

見本

○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案、第3号議案、第4号議案、第5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員否認する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を否認する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

書面およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取りください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



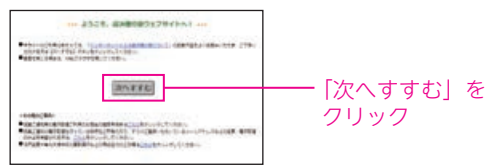
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

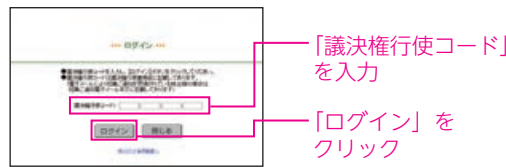
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。
・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置づけております。配当につきましては、株主の皆様へ安定的かつ継続的に行うことを基本方針とし、2021年度から2025年度までの「中期経営計画2025」の期間は、

①連結配当性向50%以上を目安とする

②1株当たり46円を下限とし、段階的に引き上げる

ことを配当の方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記方針に基づき、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金45円

総額8,193,860,370円

なお、中間配当金として1株につき44円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき89円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月26日

(ご参考) 「中期経営計画2025」に掲げた株主還元方針

「中期経営計画2025」期間中は、総還元性向80%を目安に株主還元を行います。

① 配当金

連結配当性向50%以上を目安とする

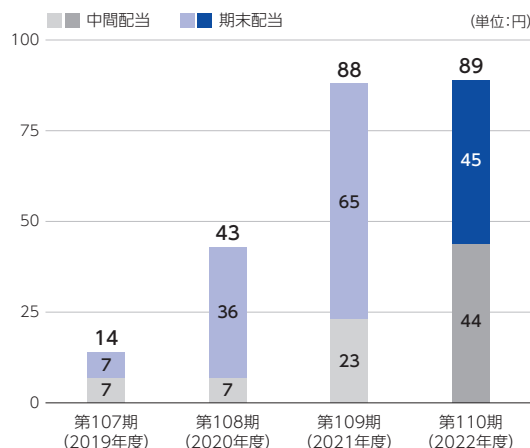
1株当たり46円を下限とし、段階的に引き上げる

② 自己株式取得

機動的に実施する

※資産売却等による特別損益は、原則として、総還元性向および連結配当性向を算定するうえでは考慮いたしません

1株当たり配当金の推移



連結配当性向

13.6%	—	36.2%*	156.4%
-------	---	--------	--------

*投資有価証券売却益を除いたみなし連結配当性向は50.3%となります。

2. 剰余金の処分に関する事項

今後の安定的かつ継続的な配当や自己株式の消却など、資本政策の選択肢を確保するため、別途積立金の一部取崩しのご承認をお願いするものであります。

- (1) 減少する剰余金の項目とその額
別途積立金 40,000,000,000円
- (2) 増加する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 40,000,000,000円

第2号議案 取締役9名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役9名全員（うち社外取締役4名）は任期満了となります。

つきましては、取締役9名（うち社外取締役4名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における現在の地位および担当	第110期における 取締役会出席回数	在任 年数
1	おお つか いち お 大 塚 一 男	代表取締役社長 グループサステナビリティ委員長 グループリスク・コンプライアンス委員長 再任	13回/13回 (100.0%)	5年
2	そえ じま まさ かず 副 島 正 和	取締役常務執行役員 経営戦略機能統轄兼 経理・財務およびIR・グループ調達戦略担当 再任	13回/13回 (100.0%)	6年
3	むろ はし かず お 室 橋 和 夫	取締役常務執行役員 人事・人材開発・グループサステナビリティ およびグループリスク・コンプライアンス 担当 再任	13回/13回 (100.0%)	6年
4	お がさわら こう き 小笠原 宏 喜	取締役常務執行役員 秘書・総務・法務・情報システムおよび グループ情報管理担当 再任	13回/13回 (100.0%)	5年
5	なか むら たく じ 中 村 琢 司	取締役常務執行役員 グループ技術開発機能統轄兼 イノベーション推進室長 再任	13回/13回 (100.0%)	3年
6	あさ つま けい 浅 妻 敬	取締役 再任 社外 独立	13回/13回 (100.0%)	7年
7	たに ぐち ま み 谷 口 真 美	取締役 再任 社外 独立	13回/13回 (100.0%)	4年
8	こ いけ とし かず 小 池 利 和	取締役 再任 社外 独立	13回/13回 (100.0%)	3年
9	お ぐろ けん ぞう 小 黒 健 三	- 新任 社外 独立	-	-

(注) 1. 独立 は、東京証券取引所および当社の独立性判断基準に照らして独立性を有していることを表すものです。

2. 当社は、浅妻敬氏、谷口真美氏および小池利和氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
また、当社は、小黒健三氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。

(ご参考) 取締役候補者スキルマトリックス

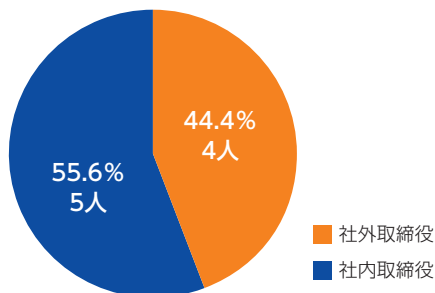
当社が取締役に特に期待する知見や経験は、次のとおりであります。

持株会社の経営の根幹をなすコアな分野として、「企業経営（社長経験）」、「財務・会計」、「総務法務・コンプライアンス・リスク管理」、「国際性・海外事業」、「経営戦略・M&A」、「人事・労務・人材開発」、「生産・技術・研究開発・イノベーション」を選定し、また、2021年度から5ヶ年の「中期経営計画2025」で掲げた主要課題の取り組みにかかる分野として、「環境・CSR・ダイバーシティ」、「情報システム・IoT・DX」を選定しました。

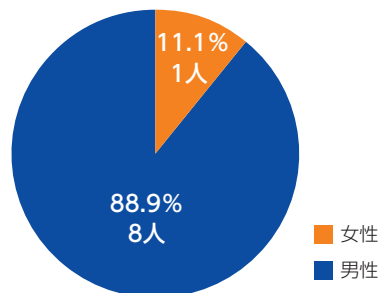
氏名	企業経営 (社長経験)	財務・会計	総務法務・ コンプライ アンス・ リスク管理	国際性・ 海外事業	経営戦略・ M&A	人事・労務・ 人材開発	生産・技術・ 研究開発・ イノベーシ ョン	環境・CSR・ ダイバーシ ティ	情報 システム・ IoT・DX
大塚 一 男	●			●	●		●		
副島 正 和		●		●	●				
室橋 和 夫			●			●		●	
小笠原 宏 喜			●						●
中村 琢 司							●		●
浅妻 敬			●	●	●				
谷口 真 美				●		●		●	
小池 利 和	●			●	●	●		●	
小黒 健 三		●		●	●				

※各人の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

(ご参考) 議案が承認された場合の取締役に
占める社外取締役の比率



(ご参考) 議案が承認された場合の取締役に
占める女性取締役の比率



候補者番号

1



取締役会への出席状況
13回/13回(100.0%)
所有する当社株式の数
42,300株
潜在的な株式の数
19,103株
在任年数
5年

おお つか いち お
大塚 一男

(1959年11月24日生 満63歳)

再任

■ 略歴、地位および担当

1983年 4月	当社入社	2015年 4月	当社常務執行役員
2005年 6月	当社広島工場長		当社経営戦略担当およびIR担当
2006年 6月	Asia Packaging Industries (Vietnam) Co., Ltd.副社長		当社経営企画部長
2007年 6月	当社生産本部生産技術部長	2016年 4月	東洋製罐株式会社取締役専務執行役員
2009年 6月	当社生産本部品質保証部長		同社社長付
2011年 6月	当社海外事業本部海外事業部長	2016年 6月	同社代表取締役社長
2012年 4月	Next Can Innovation Co., Ltd. 取締役社長	2018年 4月	当社特別顧問
		2018年 6月	当社代表取締役社長
2013年 4月	東洋製罐株式会社執行役員		現在に至る
	Next Can Innovation Co., Ltd. 経営担当	2019年 4月	当社グループリスク・コンプライアンス委員長 現在に至る
2014年 4月	当社執行役員		当社グループ環境委員長
	当社事業企画・CSR担当および	2020年 6月	当社グループCSR推進委員長
	経営企画部長兼海外事業企画部長	2022年 4月	当社グループサステナビリティ委員長 現在に至る
2014年 6月	当社事業企画・CSR担当および		
	経営企画部長		

■ 重要な兼職の状況

—

取締役候補者としての理由

大塚一男氏は、当社の代表取締役社長として経営を担ってきたほか、長年にわたり生産技術部門・海外事業部門・経営企画部門などで培った豊富な経験と幅広い知識・見識を有しており、当社のグループ経営の推進に適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

2



取締役会への出席状況
13回/13回(100.0%)

所有する当社株式の数
3,900株

潜在的な株式の数
12,226株

在任年数
6年

そ え じ ま ま さ か ず
副 島 正 和

(1965年11月23日生 満57歳)

再任

■ 略歴、地位および担当

1988年 4月	当社入社	2019年 4月	当社常務執行役員 現在に至る
2010年 6月	当社管理本部経理部部长		当社経営戦略機能統轄兼IR・グループ調達担当
2012年 4月	Can Machinery Holdings, Inc. 取締役 現在に至る	2020年 4月	当社経営戦略機能統轄兼経理・財務およびIR・グループ調達戦略担当 現在に至る
2013年 4月	当社経理部長		
2015年 5月	当社経営企画部長		
2016年 4月	当社執行役員		
2017年 6月	当社取締役 現在に至る 当社経営戦略担当およびIR担当		

■ 重要な兼職の状況

- ・日本クロージャー株式会社取締役

取締役候補者とした理由

副島正和氏は、長年にわたり経理・経営企画部門で培った豊富な経験と幅広い知識・見識を有しており、当社の経営者として適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

3



取締役会への出席状況
13回/13回(100.0%)

所有する当社株式の数
8,800株

潜在的な株式の数
12,226株

在任年数
6年

む ろ は し か ず お
室 橋 和 夫

(1963年9月24日生 満59歳)

再任

■ 略歴、地位および担当

1986年 4月	当社入社	2018年 6月	当社秘書・人事担当
2009年 6月	当社生産本部清水工場長	2019年 6月	当社秘書・人事およびグループ リスク・コンプライアンス担当
2010年10月	当社生産本部静岡工場長	2019年10月	リスク危機管理統括室長
2012年 4月	当社管理本部勤労部長	2020年 4月	当社常務執行役員 現在に至る
2013年 4月	東洋製罐株式会社経営管理本部 総務人事部長		当社CSR・人事・人材開発および グループリスク・コンプライ アンス担当
2015年 7月	同社経営管理本部人事部長	2023年 4月	当社人事・人材開発・グループ サステナビリティおよびグルー プリスク・コンプライアンス担 当 現在に至る
2016年 4月	当社人事部長		
2017年 4月	当社執行役員		
2017年 6月	当社取締役 現在に至る 当社総務・人事担当		

■ 重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

室橋和夫氏は、長年にわたり人事・労務部門で培った豊富な経験と幅広い知識・見識を有しており、当社の経営者として適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

4



取締役会への出席状況
13回/13回(100.0%)
所有する当社株式の数
7,300株
潜在的な株式の数
12,226株
在任年数
5年

おがさわら こう き
小笠原 宏喜

(1965年11月6日生 満57歳)

再任

■ 略歴、地位および担当

1988年 4月	当社入社	2020年 4月	当社常務執行役員 現在に至る
2012年 4月	当社管理本部総務部部长		当社秘書・総務・法務・情報シ
2013年 4月	当社総務部長		ステムおよびグループ情報管理
2017年 4月	当社執行役員		担当 現在に至る
2018年 6月	当社取締役 現在に至る		
	当社総務・法務担当		

■ 重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

小笠原宏喜氏は、長年にわたり総務部門で培った豊富な経験と幅広い知識・見識を有しており、当社の経営者として適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

5



取締役会への出席状況
13回/13回(100.0%)
所有する当社株式の数
4,600株
潜在的な株式の数
12,226株
在任年数
3年

なか むら たく じ
中村 琢司

(1963年12月27日生 満59歳)

再任

■ 略歴、地位および担当

1988年 4月	東洋鋼鈹株式会社入社	2018年 4月	同社技術研究所長
2004年 8月	同社製膜部長	2019年 4月	当社執行役員
2009年 4月	同社ラミネート部長		当社イノベーション推進室長
2010年 4月	同社ラミネート・製膜工場長		現在に至る
2012年 4月	同社化成品事業部長		当社グループ技術開発機能統轄
	同社生産担当補佐		補佐
	同社化成品部長	2019年11月	当社グループ技術開発機能統轄
2013年 1月	同社技術企画部長		現在に至る
2016年 4月	同社執行役員	2020年 4月	当社常務執行役員 現在に至る
	同社技術開発担当補佐	2020年 6月	当社取締役 現在に至る
2017年 4月	同社技術開発部門長補佐		

■ 重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

中村琢司氏は、長年にわたり技術開発部門で培った豊富な経験と幅広い知識・見識を有しており、当社の経営者として適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

6



取締役会への出席状況
13回/13回(100.0%)

所有する当社株式の数

—

在任年数
7年

あさ つま けい 敬 (1970年9月5日生 満52歳)

再任

社外

独立

■ 略歴、地位および担当

1997年 4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 2005年 1月 同所パートナー 現在に至る
現在に至る
2016年 6月 当社取締役 現在に至る
長島・大野法律事務所（現長島・大野・常松法律事務所）入所
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

・ 弁護士（長島・大野・常松法律事務所パートナー）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

浅妻敬氏は、弁護士としての専門的な知識・見識、豊富な経験を有しており、そのような知識・見識および経験を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、主に法務リスクに関わる事項に関して助言・監督いただくことにより、当社グループの持続的な成長および企業価値のさらなる向上に寄与いただけることを期待し、社外取締役候補者としております。また、同氏が選任された場合は、任意の諮問機関である「ガバナンス委員会」の委員として、役員候補者の指名ならびに取締役および執行役員報酬などについて、独立した客観的な立場で関与いただく予定です。
なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由により社外取締役の職務を適切に遂行できると判断いたしました。

候補者番号

7



取締役会への出席状況
13回/13回(100.0%)

所有する当社株式の数

—

在任年数
4年

たに ぐち ま み 谷 口 真 美 (1966年6月8日生 満57歳)

再任

社外

独立

■ 略歴、地位および担当

1996年 4月 広島経済大学経済学部専任講師 2007年 4月 同大学大学院商学研究科助教授
1999年 4月 同大学同学部助教授 2008年 4月 同大学商学学術院および同大学
2000年 4月 広島大学大学院社会科学部 大学院商学研究科教授
マネジメント専攻助教授 現在に至る
2003年 4月 早稲田大学商学部および同大学 2019年 6月 当社取締役 現在に至る
商学研究科助教授

■ 重要な兼職の状況

・ 早稲田大学商学学術院および同大学大学院商学研究科教授

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

谷口真美氏は、国際経営論およびダイバーシティを専門とする大学教授としての知識・見識、豊富な経験を有しております。そのような知識・見識および経験を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、当社グループの経営全般に関して助言・監督いただくことにより、当社グループの持続的な成長および企業価値のさらなる向上に寄与いただけることを期待し、社外取締役候補者としております。また、同氏が選任された場合は、任意の諮問機関である「ガバナンス委員会」の委員として、役員候補者の指名ならびに取締役および執行役員報酬などについて、独立した客観的な立場で関与いただく予定です。
なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由により社外取締役の職務を適切に遂行できると判断いたしました。

候補者番号

8



取締役会への出席状況
13回/13回(100.0%)

所有する当社株式の数
2,300株

在任年数
3年

こ いけ とし かず
小池利和 (1955年10月14日生 満67歳)

再任

社外

独立

■ 略歴、地位および担当

1979年 4月	ブラザー工業株式会社入社	2005年 4月	ブラザー工業株式会社取締役常務執行役員
1992年10月	ブラザーインターナショナルコーポレーション (U.S.A.) 取締役	2006年 4月	同社専務執行役員
2000年 1月	同社取締役社長	2006年 6月	同社代表取締役専務執行役員
2004年 6月	ブラザー工業株式会社取締役	2007年 6月	同社代表取締役社長
2005年 1月	ブラザーインターナショナルコーポレーション (U.S.A.) 取締役会長	2018年 6月	同社代表取締役会長
		2020年 6月	当社取締役 現在に至る
		2022年 6月	ブラザー工業株式会社取締役会長 現在に至る

■ 重要な兼職の状況

- ・ブラザー工業株式会社取締役会長
- ・株式会社安川電機社外取締役 (監査等委員)

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

小池利和氏は、長年にわたりグローバル企業グループの経営者として主力事業の成長を担うなどの豊富な経験と幅広い知識・見識を有しており、そのような知識・見識および経験を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、主にグループ戦略やグローバルな経営戦略など多岐にわたる事項に関して助言・監督いただくことにより、当社グループの持続的な成長および企業価値のさらなる向上に寄与いただけることを期待し、社外取締役候補者としております。また、同氏が選任された場合は、任意の諮問機関である「ガバナンス委員会」の委員として、役員候補者の指名ならびに取締役および執行役員の報酬などについて、独立した客観的な立場で関与いただく予定です。

候補者番号

9



所有する当社株式の数

—

お ぐろ けん ぞう
小 黒 健 三 (1970年5月3日生 満53歳)

新任

社外

独立

■ 略歴、地位および担当

1995年 4月	旭硝子株式会社 (現AGC株式会社) 入社	2013年 1月	Bianca合同会社設立 同社代表社員 現在に至る
1998年10月	青山監査法人入所	2014年11月	やまと監査法人共同設立 同法人代表社員 現在に至る
2002年 4月	公認会計士登録 現在に至る		
2004年 9月	PricewaterhouseCoopers Consultants(Shenzhen) Limited 上海事務所	2017年 1月	やまとパートナーズ株式会社設立 同社代表取締役 現在に至る
2008年 2月	PwCアドバイザリー株式会社 (現PwCアドバイザリー合同会社)		

■ 重要な兼職の状況

- ・公認会計士
- ・やまとパートナーズ株式会社代表取締役
- ・やまと監査法人代表社員
- ・株式会社東京木材相互市場監査役
- ・PureteQ Japan株式会社監査役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

小黒健三氏は、公認会計士としての専門的な知識・見識のほか、長年にわたりM&Aアドバイザリーの専門家としてグローバルに数多くの案件を手掛けるなどの豊富な経験と幅広い知識・見識を有しており、そのような知識・見識および経験を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、主に会計やM&Aに関わる事項に関して助言・監督いただくことにより、当社グループの持続的な成長および企業価値のさらなる向上に寄与いただけることを期待し、社外取締役候補者としております。また、同氏が選任された場合は、任意の諮問機関である「ガバナンス委員会」の委員として、役員候補者の指名ならびに取締役および執行役員の報酬などについて、独立した客観的な立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 浅妻敬氏、谷口真美氏、小池利和氏および小黒健三氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役との責任限定契約の概要
- (1)浅妻敬氏、谷口真美氏および小池利和氏と当社との間では、それぞれ会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。本議案において浅妻敬氏、谷口真美氏および小池利和氏の選任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。
- (2)本議案において小黒健三氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で上記(1)と同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で、当社およびグループ各社の取締役・監査役・執行役員・管理職を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の業務に起因して、保険期間中に、株主・会社・従業員・その他第三者から損害賠償請求がなされた場合の当該損害賠償金および訴訟費用等を、当該保険契約によって填補することとしております。各候補者の再任または選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は各候補者の任期途中に同内容での更新を予定しております。
5. **独立**は、東京証券取引所および当社の独立性判断基準に照らして独立性を有していることを表すものです。
6. 当社は、浅妻敬氏、谷口真美氏および小池利和氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、当社は、小黒健三氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
7. 潜在的な株式会社には、信託を活用した株式報酬制度で付与される見込みのポイントに応じた株式数を記載しております。
8. 年齢は本定時株主総会開催時点のものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役生田章一氏は任期満了となり、監査役上杉俊隆氏は辞任いたします。つきましては、内部監査部門との連携等を含む当社の監査体制の現況等を鑑み、監査役監査の実効性を引き続き確保できると判断したため、監査役を1名減員の4人体制とし、新たに監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。



所有する当社株式の数

の ま た け ひ ろ
野間 丈弘 (1971年3月9日生 満52歳)

新任

■ 略歴、地位および担当

1994年 4月 当社入社
2018年 5月 東洋製罐株式会社経営企画部長
2022年 4月 東洋エアゾール工業株式会社取締役
2022年 4月 東洋エアゾール工業株式会社取締役 現在に至る

■ 重要な兼職の状況

—

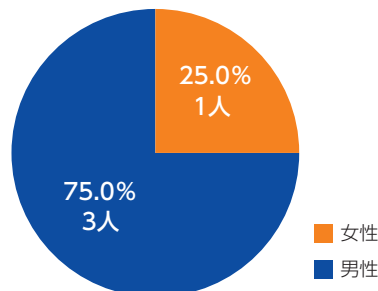
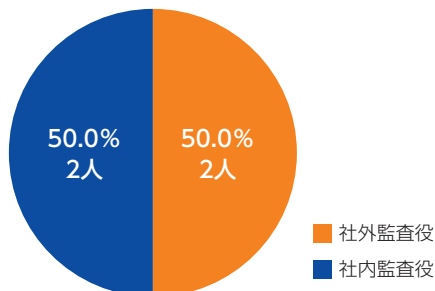
監査役候補者とした理由

野間丈弘氏は、長年にわたり経営企画部門およびグループ会社の経営管理で培った豊富な経験と幅広い知識・見識を有しており、当社の監査役として適任であると判断し、監査役候補者としております。

- (注) 1. 野間丈弘氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 野間丈弘氏は、2023年6月19日付で東洋エアゾール工業株式会社の取締役を退任する予定であります。
3. 野間丈弘氏は、2023年6月16日付で日本トーカンパッケージ株式会社の監査役、2023年6月19日付で日本クロージャー株式会社の監査役、2023年6月21日付でTOMATEC株式会社の監査役、2023年6月27日付で東罐興業株式会社およびメビウスパッケージング株式会社の監査役に就任する予定であります。
4. 年齢は本定時株主総会開催時点のものであります。
5. 当社は、保険会社との間で、当社およびグループ各社の取締役・監査役・執行役員・管理職を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の業務に起因して、保険期間中に、株主・会社・従業員・その他第三者から損害賠償請求がなされた場合の当該損害賠償金および訴訟費用等を、当該保険契約によって填補することとしております。野間丈弘氏の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は野間丈弘氏の任期中に同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 議案が承認された場合の監査役に
占める社外監査役の比率

(ご参考) 議案が承認された場合の監査役に
占める女性監査役の比率



（ご参考）当社の社外役員の独立性判断基準

当社は、当社における社外取締役^{※1}および社外監査役^{※2}（以下、併せて「社外役員」といいます。）を独立役員として認定するための独立性に関する基準を明確にすることを目的として、以下のとおり「社外役員の独立性判断基準」を制定しております。

【独立性判断基準】

以下の a. から g. に掲げる者に該当しないこと。

- a. 現在または過去10年間に於いて、当社および当社の連結子会社（以下、併せて「当社グループ」といいます。）の取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、または使用人に該当する者。
- b. 現在または過去3年間に於いて、当社グループの主要な取引先^{※3}または当社グループを主要な取引先とする企業等の業務執行者^{※4}に該当する者。
- c. 現在または過去3年間に於いて、当社の大株主^{※5}（当該大株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）または当社グループが大株主である企業等の業務執行者に該当する者。
- d. 現在または過去3年間のいずれかの事業年度において、当社グループから役員報酬以外に年間1,000万円を超える額の金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士その他コンサルタントに該当する者。
- e. 現在または過去3年間に於いて、当社グループを主要な取引先とする法律事務所、監査法人、税理士法人その他のコンサルティング・ファームの社員、パートナー、アソシエイトまたは使用人に該当する者。
- f. 現在または過去3年間のいずれかの事業年度において、当社グループから年間1,000万円を超える額の寄付を受領している者または寄付を受領している法人・団体等の業務執行者に該当する者。
- g. 以下に掲げる者の配偶者または2親等以内の親族に該当する者。
 - ① 現在または過去3年間に於いて、当社グループの取締役、監査役または重要な使用人^{※6}。
 - ② 上記 b. から f. に掲げる者（使用人については、重要な使用人に限る）。

※1 社外取締役とは、会社法第2条第15号に定める社外取締役をいう。

※2 社外監査役とは、会社法第2条第16号に定める社外監査役をいう。

※3 主要な取引先とは、

①当社グループとの取引において、過去3年間のいずれかの事業年度における

i) 当社グループの売上高または仕入高が、各事業年度における当社グループの年間連結売上高の2%を超える取引先

ii) 取引先グループの売上高または仕入高が、各事業年度における取引先グループの年間連結売上高の2%または1億円のいずれか高い方の額を超える取引先

②当社グループが借入を行っている金融機関グループであって、直前事業年度末における当社グループの借入額が当社グループの連結総資産の2%を超える借入先をいう。

※4 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に定める業務執行者をいう。

※5 大株主とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。

※6 重要な使用人とは、部長職以上の使用人をいう。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬は、固定報酬（基本報酬）、業績連動報酬（賞与）および業績連動型株式報酬で構成されており、このうち固定報酬（基本報酬）および業績連動報酬（賞与）につきましては、2021年6月25日開催の第108回定時株主総会において、金銭による報酬額として年額330百万円以内（うち社外取締役分は年額55百万円以内）（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含みません）として株主の皆様のご承認をいただき導入し、現在に至るまで運用しております。

当社は、持続的な企業価値向上に資する社内外の優秀な経営人材の獲得と保持を可能とする十分な報酬額を確保することに加え、2021年度から5ヶ年の「中期経営計画2025」および本年5月12日に開示いたしました「資本収益性向上に向けた取り組み2027」で掲げた目標の達成に向けたインセンティブとなる業績連動報酬を強化するため、取締役の金銭による報酬額を年額490百万円以内（うち社外取締役分は年額80百万円以内）（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含みません）に変更することについてご承認をお願いしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案しつつ、代表取締役1名および独立性を有する社外取締役4名から構成される任意の諮問機関である「ガバナンス委員会」の答申を得て取締役会で決定しており、相当であると考えております。

また、当社における取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告53頁から54頁に記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合には、当該方針を別紙のとおり一部変更することを予定しております。本議案は、かかる変更後の方針に沿った取締役の報酬の付与のために必要かつ合理的な内容となっており、その観点からも相当であると考えております。

なお、現在の取締役の数は9名（うち社外取締役4名）ですが、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役の数は9名（うち社外取締役4名）となります。

別紙

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（案）

1. 基本方針

当社の取締役の報酬制度は、以下の事項を基本方針として定めます。

1. 当社グループの「経営思想（経営理念・信条・ビジョン）」の実現に資するものであること。
2. 優秀な取締役の確保が可能な、適正な報酬水準であること。
3. 中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識が醸成できるものであること。
4. 当社グループの業績との連動性と透明性・客観性が確保できるものであること。
5. 株主との利益意識の共有や株主重視の経営意識の醸成が図れるものであること。
6. 業務執行における適切なリスクテイクの促進に寄与するものであること。

2. 基本報酬（金銭報酬）の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役の基本報酬は、月額固定報酬として毎月現金支給し、担う役位と職責に応じて決定します。

3. 業績連動報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、短期インセンティブとしての業績連動賞与（現金支給）と、中長期インセンティブとしての業績連動型株式交付信託（株式報酬）から構成します。

業績連動賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の業績目標に対する達成度を測る上で適切な指標（KPI）として連結売上高と連結売上高営業利益率および連結営業利益額を選択し、各事業年度の業績および役位等に基づき算出される額の業績連動賞与を業務執行取締役に対して毎年6月に現金支給します。

業績指標とその目標値については、連結売上高と連結営業利益額は、直前事業年度の決算短信で公表した業績の予想値をベースに毎年の取締役会にて決定し、また、連結売上高営業利益率については、「過去5年平均+0.5%」を目標値*とします。

※過去5年間の各年の営業利益率の単純平均に0.5%を加算し、下限2%～上限5%の範囲内で設定します。

業績連動型株式交付信託（株式報酬）は、中長期の企業価値向上への動機付けを確保するための、中長期経営計画と連動した指標（KPI）として、ROEおよびEBITDAならびにサステナブル指標の3つを定め、各事業年度ごとに役位等および各指標の達成度に基づき算出される数のポイントが付与され、業務執行取締役に対して、退任時に、当該ポイントに応じた当社株式が交付されます。

業績指標とその目標値については、ROEとEBITDAは中長期経営計画の目標値に基づき、また、サステナブル指標は当社の環境活動目標「Eco Action Plan 2030」の進捗を始めとしたESG活動の取組み状況

等を総合的に勘案し、いずれもガバナンス委員会の評価を経て、取締役会で決定します。

4. 取締役の個人別の報酬等の額の種類ごとの割合の決定に関する方針

業務執行取締役については、当社グループの経営思想に基づき、継続的な社業の発展に貢献できる優秀な経営陣の確保が可能な、適正な報酬水準であることを前提に、当社を取り巻く経営環境や外部専門機関の調査に基づく他社水準も考慮し、業績向上に向けた適切なインセンティブとなるよう、担う役割と責任の重さに応じて決定します。

比較ベンチマークとする他社水準は、東証プライム市場上場の売上高5,000億円～1兆円規模の製造業企業群を同輩企業と位置づけて、各種役員報酬サーベイの結果等を鑑み、妥当性を判断します。

報酬等の種類ごとの割合の目安（基準業績時）は、基本報酬：50%、短期業績連動報酬：33%、中長期業績連動報酬：17%としております。

業務執行取締役以外の取締役については、その職責に鑑みて基本報酬のみとします。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の報酬等の種類とその割合・水準・計算方法等については、透明性・客観性を確保するため、事前に代表取締役および独立性を有する社外取締役から構成される任意の諮問機関である「ガバナンス委員会」に諮問し、答申を受け、その答申を尊重して、株主総会においてご承認頂いた報酬枠の範囲内で、取締役会において決定します。ただし、金額の水準、計算方法に関する事項については、ガバナンス委員会の答申に基づき、取締役会の決定により代表取締役社長に委任することができるものとします。

取締役の個人別の報酬額については、上記により決定された取締役の報酬等の種類とその割合・水準・計算方法等に基づき、代表取締役社長がその具体的内容の決定について取締役会決議による委任を受けるものとし、委任を受けた代表取締役社長が各取締役の基本報酬、各業務執行取締役に対する業績連動賞与の額および業績連動型株式報酬の交付ポイント数を決定します。

第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬の一部変更の件

1. 提案の理由および変更を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、固定報酬（基本報酬）、業績連動報酬（賞与）および業績連動型株式報酬で構成されており、このうち業績連動型株式報酬につきましては、2021年6月25日開催の第108回定時株主総会において、信託を用いた業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）として株主の皆様のご承認をいただき導入し（かかるご承認の決議を以下「前回決議」といいます。）、現在に至るまで運用しております。

本制度では、取締役に付与するポイント（取締役に交付する当社株式数の算定の基礎となるポイント）の数に連動させる複数の業績指標につき、各指標のウエイトが前回決議において決定されていましたが、本議案は、本制度の内容を一部変更し、各指標のウエイトについては取締役会で決定するものとするについてご承認をお願いするものです。このほか、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。なお、上記の点以外は、前回決議の内容からの変更はございません。

本制度は、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とするものです。しかるところ、上記ポイントの数に連動させる業績指標は下記2.（2）のとおり①当社の連結の自己資本利益率、②EBITDA、③非財務指標であるサステナブル指標の3つとしておりますが、かかる本制度の目的を達成するためには、これらの各指標にウエイトをどう配分するのかを、絶えず変動する経営環境、および、当社が掲げる経営目標を踏まえて機動的に判断するのが適当であることから、本議案による本制度の変更は相当であると考えております。

当社は2022年5月13日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（その概要は事業報告53頁から54頁に記載のとおりです。）を定めております。本議案は、当該方針に沿った取締役の報酬の付与のために必要かつ合理的な内容となっており、この観点からも相当であると考えております。また、第4号議案「取締役の報酬額改定の件」を原案どおりご承認いただいた場合、当該方針を第4号議案 別紙のとおり一部変更することを予定しておりますが、本議案は、変更後の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（第4号議案 別紙）にも沿った取締役の報酬の付与のために必要かつ合理的な内容となっており、この観点からも相当であると考えております。なお、本議案は代表取締役1名および独立性を有する社外取締役4名から構成される任意の諮問機関である「ガバナンス委員会」の答申を得て取締役会で決定しております。

現在の取締役の数は9名（うち社外取締役4名）であり、本制度の対象である取締役（社外取締役を除く取締役。なお、以下、本議案において社外取締役を除く取締役を「対象取締役」といいます。）は5名ですが、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役の数は9名（うち社外取締役4名）となり、本制度の対象である対象取締役は5名となります。

2. 本制度変更後の内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（2021年の本制度導入時に設定済みです。以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各対象取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各対象取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。本制度の詳細は(3)以降のとおりですが、その概要は以下のとおりです。なお、(2)に記載の点以外は、前回決議にてご承認いただいた内容から変更ございません。

①	本制度の対象者	対象取締役
②	対象期間（下記(3)ご参照。）	2022年3月末日に終了する事業年度から2026年3月末日に終了する事業年度まで (ただし、取締役会の決定により5事業年度以内の期間を都度定めて延長することができる。)
③	②の対象期間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限（下記(3)ご参照。）	合計金500百万円(ただし、対象期間を延長した場合における当該延長した期間においては、当該延長分の期間の事業年度数に金100百万円を乗じた金額)
④	当社株式の取得方法（下記(3)ご参照。）	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤	①の対象者に付与されるポイント総数の上限（下記(4)ご参照。）	1事業年度あたり100,000ポイント
⑥	②の対象期間を対象として①の対象者に付与される当社株式の総数の上限（下記(4)ご参照。）	100,000ポイントに対象期間の事業年度数を乗じた数に相当する株式数（1ポイント当たり当社株式1株で計算。なお、当初の対象期間である5事業年度を対象として対象取締役に対して交付する当社株式の総数の上限は500,000株） ただし、1ポイント当たりの当社株式1株の数は株式分割・株式併合・株式無償割当てが生じた場合には調整される。
⑦	ポイント付与基準（下記(4)ご参照。）	役位等および業績連動指標（当社の連結の自己資本利益率、EBITDAおよび非財務指標であるサステナブル指標*）に応じたポイントを付与
⑧	①の対象者に対する当社株式の交付時期（下記(4)ご参照。）	原則として退任時

*サステナブル指標は、当社の環境活動目標「Eco Action Plan 2030」の進捗を始めとしたESG活動の取り組み状況等を総合的に勘案し、決定する指標となります。

(2) 本制度の変更内容

対象取締役に対するポイントの付与方法については、前回決議のとおり、役位等に応じて定める数に、業績連動指標に応じて50～150%の範囲内で変動する業績連動係数を乗じた数のポイントを付与するものとし、この業績連動指標は①当社の連結の自己資本利益率、②EBITDA、③非財務指標であるサステナブル指標とします。前回決議においては、上記3つの指標のウェイトを、①：②：③=50%：40%：10%としておりましたが、今後は、各指標のウェイトについては取締役会で決定するものいたします（なお、2024年3月末日に終了する事業年度以降の3事業年度に対する報酬として付与するポイントについては、①：②：③=40%：30%：30%とすることを予定しています。）。

(3) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約5年間とし、当社は、2022年3月末日で終了する事業年度から2026年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、「対象期間」といいます。）中に、本制度に基づき対象取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金500百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する対象取締役に対する報酬として拠出し、下記（4）③のとおり受益権を取得する対象取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。また、当社と委任契約を締結している執行役員に対しても本制度と同様の株式報酬制度を導入しており、上記のとおり同制度に基づき執行役員に交付するために必要な当社株式の取得資金もあわせて信託します。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を5事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により対象取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金100百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記（4）のポイント付与および当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない対象取締役がある場合には、当該対象取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(4) 対象取締役に交付される当社株式の算定方法および上限

① 対象取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各対象取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じて定める数に、業績連動指標^{*}に応じて50～150%の範囲内で変動する業績連動係数を乗じた数のポイントを付与します。

※業績連動指標は当社の連結の自己資本利益率、EBITDAおよび非財務指標であるサステナブル指標の3種類とし、各指標のウエイトについては取締役会で決定するものといたします（なお、2024年3月末日に終了する事業年度以降の3事業年度に対する報酬として付与するポイントについては、①：②：③=40%：30%：30%とすることを予定しています。）。ただし、当社が対象取締役にに対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり100,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

対象取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。ただし、対象取締役が任期満了以外の事由により退任する場合（業務上の傷病等により当社の取締役会にてやむを得ないと判断した場合を除きます。）等には、それまでに付与されたポイントの全部または一部は消滅し、消滅したポイント見合いの当社株式については交付を受けないものとします。

また、対象取締役に交付される当社株式は、1ポイント当たり1株とします。したがって、対象取締役に交付される当社株式の総数の上限は、100,000ポイントに対象期間の事業年度数を乗じた数に相当する株式数（当初の対象期間である5事業年度を対象として対象取締役に對して交付する当社株式の総数の上限は500,000株）となります。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合・株式無償割当てが生じた場合には、1ポイント当たりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて、調整されるものとします。

③ 対象取締役に對する当社株式の交付

各対象取締役は原則としてその退任時に所定の手續を行って本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(5) 議決権行使

本信託内にある当社株式については、経営の中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使しないものといたします。

(6) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(7) その他の本制度の内容

上記 (1) から (6) までの範囲内で、本制度の目的を勘案して定めます。

(添付書類)

事業報告 <2022年4月1日から2023年3月31日まで>

I 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に弱まり、経済社会活動の正常化が進む中で、景気に持ち直しの動きがみられました。一方、先行きは、ウクライナ情勢の長期化、原材料・エネルギー価格や為替相場の急激な変動により、不透明な状況にあります。

このような環境下におきまして、当連結会計年度における当社グループの業績は、以下のとおりとなりました。

(単位：百万円)

	前期	当期	増減	増減率
売上高	821,565	906,025	84,460	10.3%
営業利益	34,114	7,396	△26,717	△78.3%
売上高営業利益率	4.2%	0.8%	△3.3%	－
経常利益	45,712	13,770	△31,941	△69.9%
特別利益	18,426	－	△18,426	－
特別損失	4,046	－	△4,046	－
親会社株主に帰属する当期純利益	44,422	10,363	△34,058	△76.7%

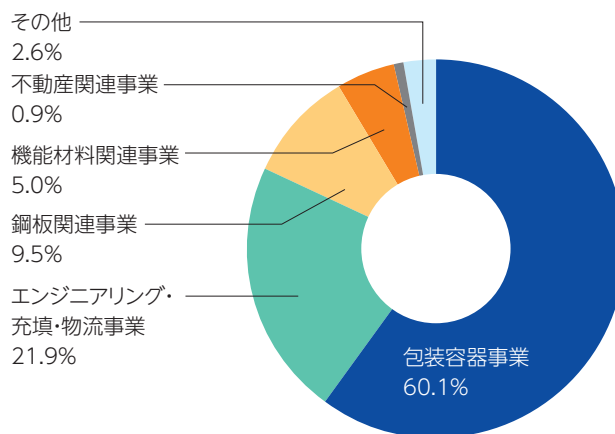
売上高は、夏場の猛暑の影響などにより、飲料缶や飲料用ペットボトルなどの包装容器の販売が増加したほか、車載用二次電池向け鋼板の販売が好調に推移したことに加え、海洋プラスチックごみ問題を背景としたプラスチック容器から他素材の容器へシフトする流れを受け、世界的に旺盛な飲料缶需要が継続したことにともない製缶・製蓋機械の販売が増加したことや、原材料価格等の高騰分の転嫁を行ったことなどにより、9,060億25百万円（前期比10.3%増）となりました。利益面では、原材料・エネルギー価格等の高騰に対して売価転嫁やコストダウンに努めたものの、**営業利益**は73億96百万円（前期比78.3%減）に留まりました。**経常利益**は、持分法投資利益の減少などにより、137億70百万円（前期比69.9%減）、**親会社株主に帰属する当期純利益**は103億63百万円（前期比76.7%減）となりました。

各セグメントの営業の概況は次のとおりであります。

(単位：百万円)

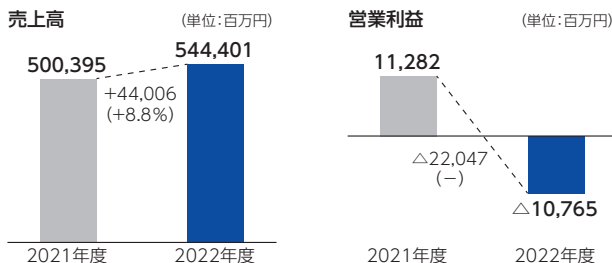
報告セグメント等	売上高（外部顧客）				営業利益			
	前期	当期	増減	増減率	前期	当期	増減	増減率
包装容器事業	500,395	544,401	44,006	8.8%	11,282	△10,765	△22,047	—
エンジニアリング・充填・物流事業	167,113	198,373	31,260	18.7%	9,927	8,768	△1,159	△11.7%
鋼板関連事業	75,077	86,512	11,434	15.2%	2,680	4,653	1,972	73.6%
機能材料関連事業	48,594	45,729	△2,865	△5.9%	5,378	2,025	△3,353	△62.3%
不動産関連事業	7,976	7,734	△242	△3.0%	4,742	4,276	△465	△9.8%
その他	22,408	23,274	865	3.9%	1,890	482	△1,408	△74.5%
調整額	—	—	—	—	△1,787	△2,044	△256	—
合計	821,565	906,025	84,460	10.3%	34,114	7,396	△26,717	△78.3%

セグメント別売上高構成比



包装容器 事業

セグメント別売上高構成比 60.1%



売上高は5,444億1百万円（前期比8.8%増）となり、営業損失は107億65百万円（前期は112億82百万円の営業利益）となりました。

① 金属製品の製造販売



国内において、ビール向けの空缶でお得意先の製品リニューアルがあったことや炭酸飲料向けの空缶で新規受注があったことに加え、タイにおいて、ビールや健康飲料向けの空缶が増加したほか、国内・海外において原材料価格等の高騰分の転嫁を行ったことなどにより、売上高は前期を上回りました。

② プラスチック製品の製造販売



食品や洗剤向けなどの一般プラスチックボトルは前期並となりましたが、お茶類向けなどのペットボトル・キャップが、お得意先における販売促進キャンペーンや夏場の猛暑の影響により増加したことに加え、米飯向けのトレー・カレー向けのパウチやコーヒーショップ向けのコップが伸長したほか、原材料価格等の高騰分の転嫁を行ったことにより、売上高は前期を上回りました。

3 紙製品の製造販売



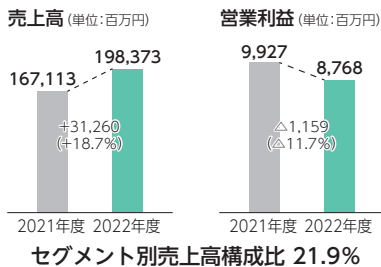
新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とした行動制限が緩和されたことにより、イベント・レジャー向けやコーヒーストック向けのコップなどが増加したほか、原材料価格等の高騰分の転嫁を行ったことにより、売上高は前期を上回りました。

4 ガラス製品の製造販売



新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とした行動制限が緩和されたことにより、飲食店向けで清酒用のびん製品やジョッキなどのハウスウエア製品が増加したほか、原材料価格等の高騰分の転嫁を行ったことにより、売上高は前期を上回りました。

エンジニアリング・ 充填・物流事業



売上高は1,983億73百万円（前期比18.7%増）となり、営業利益は87億68百万円（前期比11.7%減）となりました。

① エンジニアリング事業

海洋プラスチックごみ問題を背景とした、プラスチック容器から他素材の容器へシフトする流れを受け、世界的に旺盛な飲料缶需要が継続したことともない、海外向けの製缶・製蓋機械の販売が好調に推移したことに加え、為替の影響により、売上高は前期を大幅に上回りました。

② 充填事業

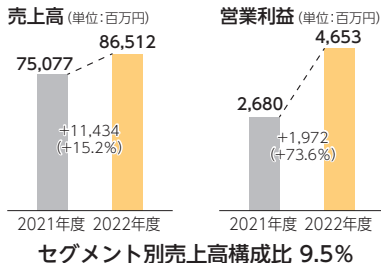
国内において、飲料製品の受託充填事業を営むTOYO PACK KIYAMA株式会社を当連結会計年度より連結子会社に追加したほか、タイにおいて、果汁飲料の充填品が増加したことにより、売上高は前期を上回りました。

③ 物流事業

貨物自動車運送業および倉庫業などの売上高は、前期を下回りました。



鋼板関連事業



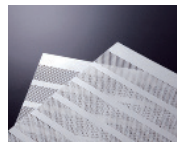
売上高は865億12百万円（前期比15.2%増）となり、営業利益は46億53百万円（前期比73.6%増）となりました。

鋼板関連事業の売上高は、販売数量が減少しましたが、原材料価格等の高騰分の転嫁を行ったほか、為替の影響により前期を上回りました。

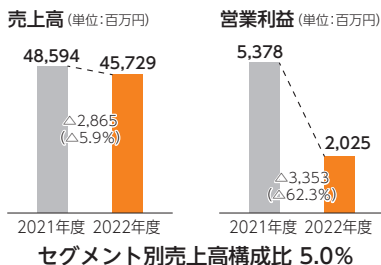
電気・電子部品向けでは、車載用二次電池材が増加しました。

自動車・産業機械部品向けでは、駆動系部品材が減少しました。

建築・家電向けでは、バスルーム向け内装材が増加しました。



機能材料関連事業



売上高は457億29百万円（前期比5.9%減）となり、営業利益は20億25百万円（前期比62.3%減）となりました。

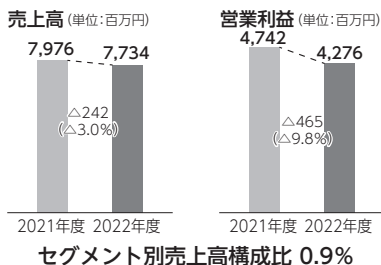
磁気ディスク用アルミ基板では、データセンター向けのハードディスク用途で販売数量が減少したことにより、売上高は前期を下回りました。

光学用機能フィルムでは、フラットパネルディスプレイの市況悪化の影響を受け、売上高は前期を下回りました。

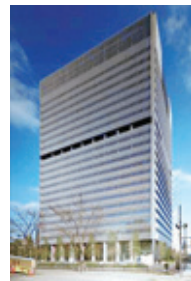
その他、顔料が増加しました。



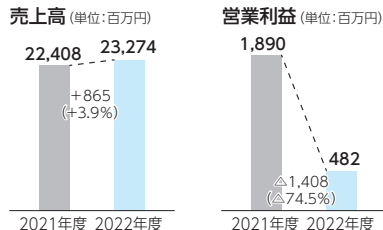
不動産関連事業



オフィスビルおよび商業施設等の賃貸につきましては、売上高は77億34百万円（前期比3.0%減）となり、営業利益は42億76百万円（前期比9.8%減）となりました。



その他



セグメント別売上高構成比 2.6%

自動車用プレス金型・機械器具・硬質合金および農業用資材製品などの製造販売、石油製品などの販売および損害保険代理業などにつきましては、売上高は232億74百万円（前期比3.9%増）となり、営業利益は4億82百万円（前期比74.5%減）となりました。



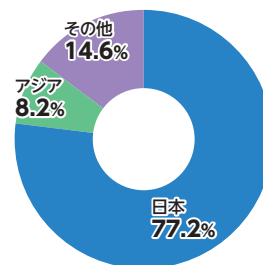
所在地別セグメント別売上高構成比

所在地別セグメントの業績は、次のとおりであります。

日本では、売上高は6,994億16百万円（前期比6.3%増）、営業損失は64億82百万円（前期は182億40百万円の営業利益）となりました。

アジア（タイ、中国、マレーシアなど）では、売上高は738億80百万円（前期比20.9%増）、営業利益は57億16百万円（前期比29.8%減）となりました。

その他（米国など）では、売上高は1,327億29百万円（前期比29.2%増）、営業利益は78億76百万円（前期比3.5%増）となりました。



なお、当連結会計年度末における当社の連結子会社数は72社（前期比1社増）、持分法適用関連会社数は4社（前期比増減なし）となりました。当連結会計年度中における連結子会社の増加は、次のとおりであります。

- ・増加（1社）
TOYO PACK KIYAMA株式会社

2 設備投資の状況

(1) 当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は658億42百万円で、その主なものは次のとおりであります。

[包装容器事業] 302億97百万円

- 東洋製罐株式会社
飲料用空缶製造設備（石岡工場他）

[エンジニアリング・充填・物流事業] 184億99百万円

[鋼板関連事業] 123億75百万円

- 東洋鋼板株式会社
ニッケルめっき鋼板製造設備（下松事業所）

[機能材料関連事業] 25億17百万円

[不動産関連事業] 12億34百万円

[その他] 7億36百万円

(2) 当連結会計年度中において完成した主要な設備はありません。

(3) 当連結会計年度末において継続中の設備の新設、拡充の主なものは、次のとおりであります。

[包装容器事業]

- 東洋製罐株式会社
飲料用空缶製造設備（石岡工場他）

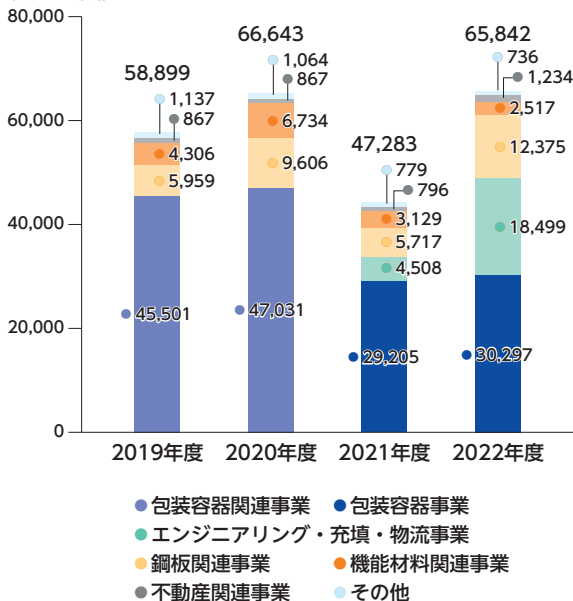
[鋼板関連事業]

- 東洋鋼板株式会社
ニッケルめっき鋼板製造設備（下松事業所）

3 資金調達の状況

該当する記載事項はありません。

(単位：百万円)



4 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当する記載事項はありません。

5 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する記載事項はありません。

6 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する記載事項はありません。

7 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当する記載事項はありません。

8 対処すべき課題

当社グループは、創業以来100年以上にわたり、包装容器を中心として、人びとの生活に欠かせない製品・サービスを提供し、社会に貢献してまいりました。

現在、当社グループを取り巻く事業環境は想定を超えて変化し、解決すべき様々な社会課題が顕在化しております。また、新型コロナウイルス感染症の影響で、人びとの生活様式も大きく変容しております。

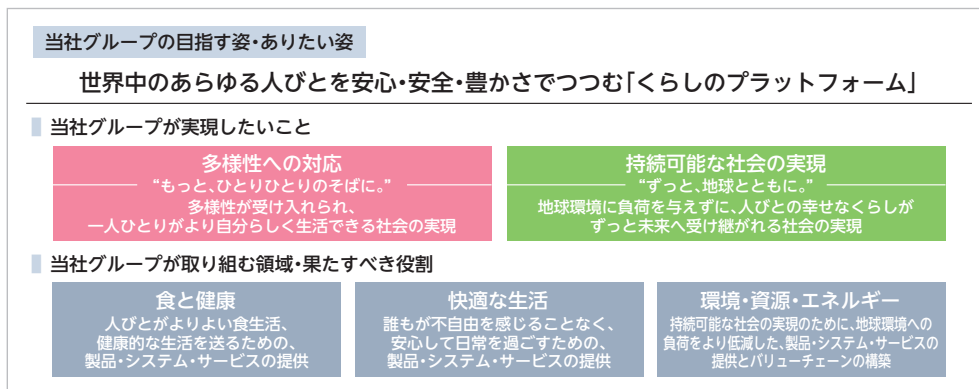
このような事業環境下において、当社グループは、2021年5月に、社会や地球環境について長期的な視点で考え、すべてのステークホルダーの皆様提供価値の最大化を図るべく、2050年を見据えた「長期経営ビジョン2050『未来をつつむ』」を策定し、その実現に向けて、2030年に達成を目指す定量的・定性的な経営目標である「中長期経営目標2030」を設定いたしました。当社グループは、「中長期経営目標2030」を達成するためのアクションプランとして、2021年度から5ヶ年の「中期経営計画2025」を策定いたしました。また、成長戦略と資本・財務戦略を両輪で進めるための取り組みとして、2023年5月に「資本収益性向上に向けた取り組み2027」を策定いたしました。

概要は次のとおりです。

(1) 長期経営ビジョン2050「未来をつつむ」

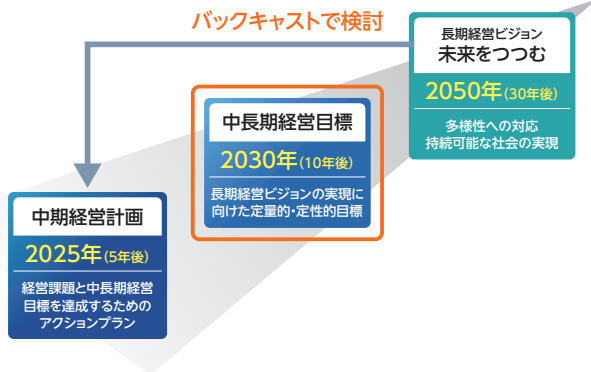
当社グループの目指す姿・ありたい姿を「世界中のあらゆる人びとを安心・安全・豊かさでつつむ『くらしのプラットフォーム』」と位置づけ、「多様性が受け入れられ、一人ひとりがより自分らしく生活できる社会の実現」「地球環境に負荷を与えずに、人々の幸せなくらしがずっと未来へ受け継がれる社会の実現」を目指します。

そのために「食と健康」「快適な生活」「環境・資源・エネルギー」の3つの分野で、グループが一体となって、これまで培ってきた素材開発、成形加工、エンジニアリング等の技術・ノウハウを活用し、オープンイノベーション、IoT・DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進するとともに、お客様やお取引先等をはじめとした志を同じくするパートナーと連携し、包装容器メーカーの枠を超え、社会を変える新たな価値を創造してまいります。



(2) 中長期経営目標2030

「長期経営ビジョン2050『未来をつつむ』」の実現に向けて、2030年に達成を目指す定量的・定性的な経営目標として設定した「中長期経営目標2030」の概要は次のとおりです。



2030年に向けた経済価値と社会・環境価値目標を設定し、企業価値の向上を図る

経済価値	売上高 1兆円 営業利益 800億円
社会・環境価値	<p>1. Eco Action Plan 2030主要目標</p> <p>脱炭素社会</p> <p>2050年カーボンニュートラルの実現に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業活動でのCO₂排出量 (Scope1・2) 50%削減 ※2019年度比 ・ サプライチェーンでCO₂排出量 (Scope3) 30%削減 ※2019年度比 <p>資源循環社会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 枯渇性資源の使用量30%削減 ※2013年度比 ・ プラスチック製品の化石資源の使用量40%削減 ※2013年度比 <p>自然共生社会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業活動での水使用量30%削減 ※2013年度比 <p>2. 持続可能なバリューチェーンの構築</p> <p>3. 多様な人材が成長し活躍できる事業環境の実現</p>

(注) 国際的なイニシアチブであるSBT (Science Based Targets) イニシアチブ®の新基準「1.5℃目標」の認定取得を目指すため、2021年11月に、Eco Action Plan 2030の主要目標を以下のとおり上方修正し、2023年3月に「1.5℃目標」の認定を取得いたしました。

- ・ 事業活動でのCO₂排出量 (Scope1・2) 35%削減 ⇒ 50%削減
- ・ サプライチェーンでのCO₂排出量 (Scope3) 20%削減 ⇒ 30%削減

※SBTイニシアチブ…企業のGHG (温室効果ガス) 削減目標が科学的な根拠と整合したものであることを認定する国際的なイニシアチブ

(3) 中期経営計画2025

「中長期経営目標2030」を達成するためのアクションプランである2021年度から5年間の「中期経営計画2025」(以下、「本中期経営計画」といいます。)は、3年目を迎えます。本中期経営計画の概要およびその進捗状況は次のとおりです。

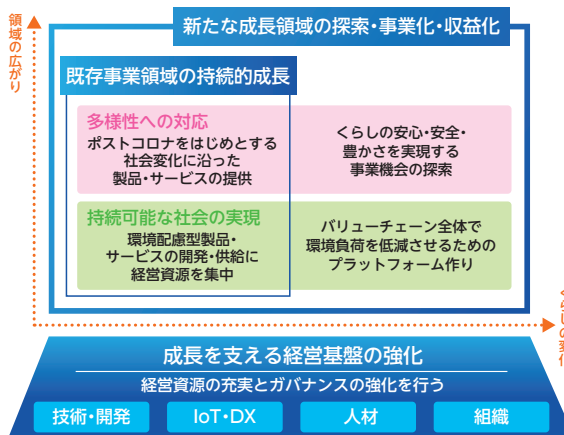
【基本方針】

本中期経営計画では、“「くらしのプラットフォーム」へ向けた持続的な成長”を基本方針とし、「長期経営ビジョン2050『未来をつつむ』」で掲げた目指す社会の実現に向け、3つの主要課題に取り組みます。

【3つの主要課題と施策】

① 既存事業領域の持続的成長

「多様性への対応」と「持続可能な社会の実現」の2つの軸と持続的成長の観点から、これまでの事業構造にとらわれず、果敢に事業ポートフォリオの見直しを行うことで、既存事業領域の持続的な成長を目指します。



<進捗状況>

- ・脱プラスチックに向けた取り組みとして、海外を中心にアルミ缶製造設備を拡販しております。
- ・充填事業を拡大するため、国内において2020年11月に新設したTOYO PACK KIYAMA株式会社が、2022年3月より稼働したほか、中国の東洋飲料（常熟）有限公司において生産能力を増強いたしました。
- ・物流事業を拡大するため、東洋メビウス株式会社において、「環境配慮」、「お得意先へのサービス向上」、「ホワイト物流の推進」の3つを実現するための次世代倉庫である熊谷物流センターの営業を、2023年4月に開始いたしました。
- ・脱炭素社会への貢献として、EV・ハイブリッド車向けの車載用二次電池材（ニッケルめっき鋼板）の生産能力増強を進めております。

②新たな成長領域の探索・事業化・収益化

人びとのライフスタイルの変化や環境負荷の低減など、社会の多様なニーズや新たな課題を捉え、当社グループが培ってきた「素材開発」「成形加工」「エンジニアリング」などの保有技術をもとに、「食と健康」「快適な生活」「環境・資源・エネルギー」の領域において、新規事業を創出することで、新たな社会基盤を創造します。

<進捗状況>

■次世代のコアとなる事業を創出するため、新規事業を展開しております。

- ・ガラス容器の製造で培った技術を応用して医療用カテーテル向けの屈折率分布型マイクロレンズ SiGRIN（シリカグリン）を開発し、海外の医療機器メーカーに採用されております。ライフサイエンス分野でグローバルに展開し、人々の健康の維持・増進に貢献することを目指します。

■スタートアップ企業との資本・業務提携により、社会課題解決のための事業機会の探索を行っております。

- ・NovoTec Group Pte. Ltd.への出資

当社グループは、ヘルスケア領域における事業機会の創出およびヘルスケア製品市場への参入機会の探索を目的として、東南アジア等での病院間プラットフォームの構築を通じて医療サービスの向上を目指すシンガポールのNovoTec Group Pte. Ltd.へ出資し、誰もが安心して質の高い医療サービスを受けられる社会の実現を目指します。

- ・DAIZ株式会社との提携

当社グループは、包装容器事業で長年にわたり培った食品の充填・包装・運搬の技術を保有しております。発芽大豆由来の植物肉を開発・生産するDAIZ株式会社と提携し、当社グループの充填・包装・運搬の技術を提供することで、社会課題である環境負荷の低減や食糧危機の解決などを目指します。

- ・株式会社Agnaviとの提携

当社グループは、小容量缶の充填設備レンタルサービス「詰太郎」を開発しております。一合缶に入っ

た日本酒ブランドを展開する株式会社Agnaviと提携し、酒蔵に対して当社グループの容器と充填サービスを提供することで、社会の多様化するニーズに応えるとともに、地域創生に貢献することを目指します。

・株式会社セルージェンとの提携

当社グループは、包装容器事業で長年にわたり培った技術を活かし、世界初の閉鎖系スフェロイド形成用バッグ「ウェルバッグ」を開発いたしました。iPS細胞を利用した角膜内皮再生医療の社会実装に向けた研究開発を行う株式会社セルージェンと提携し、当社グループの開発した容器を提供することで、再生医療分野の発展に貢献することを目指します。なお、「ウェルバッグ」は2022年7月より国内の医薬品メーカー・大学・研究機関向けにも販売を開始しております。

③成長を支える経営基盤の強化

持続的成長のための経営資源の充実とガバナンスの強化を行います。

i) 技術・開発

パートナーとの共創や新技術の探索を通じ、事業創出のための研究開発を推進

ii) IoT・DX

デジタル技術の活用を通じたバリューチェーンの変革と事業領域の拡大

iii) 人材

新たな価値創造につながる人材プラットフォームの整備

iv) 組織

社会からの信頼に応えるためのコーポレート・ガバナンスの強化

<進捗状況>

・当社は、アルミ缶水平リサイクル「CAN to CAN」^{※1}のさらなる推進を目指し、グローバルに事業を展開する総合アルミニウムメーカーである株式会社UACJと業務提携契約を締結いたしました。両社の保有する技術やノウハウなどを活用して環境面での付加価値を高めたアルミ缶を開発し、商品展開することで、飲料容器サプライチェーン全体のCO2排出量の削減を目指してまいります。

※1 使用済みアルミ缶を同じ用途のアルミ缶にリサイクルすること。

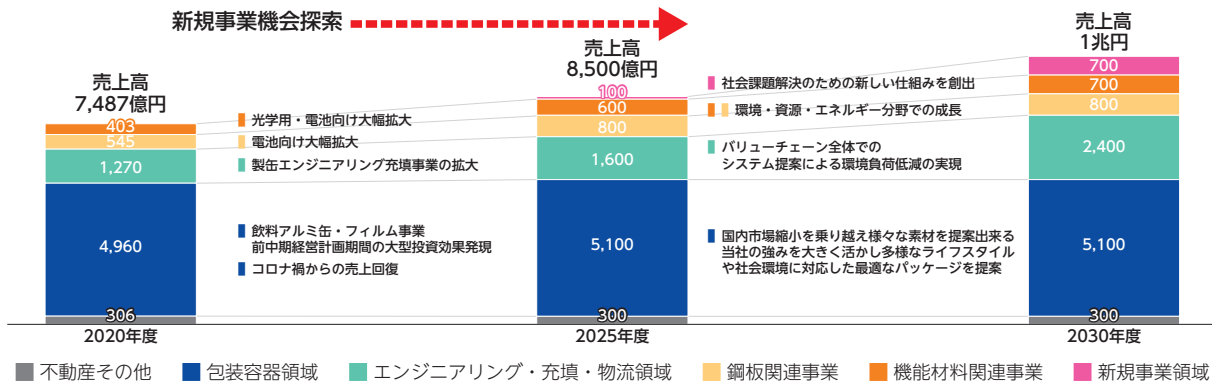
・日本クロージャー株式会社は、傘下に飲料事業とサステナビリティに特化した事業を持つアサヒグループジャパン株式会社および合成樹脂専門商社として海外の最新のリサイクル技術情報を収集する双日プラネット株式会社と共同で、ペットボトルキャップの水平リサイクル「キャップtoキャップ」^{※2}の実現に向けた技術検証の取り組みを開始いたしました。各社の強みを活かし、プラスチック資源循環についての社会課題解決に取り組んでまいります。

※2 使用済みペットボトルキャップを同じ用途のペットボトルキャップにリサイクルすること。

- ・当社グループにおける中長期的な環境目標である「Eco Action Plan 2030」で定めた、2030年における温室効果ガス排出量削減目標（2019年度比で事業活動でのCO2排出量（Scope1・2）を50%削減、サプライチェーンでのCO2排出量（Scope3）を30%削減）について、国際的な環境団体であるSBT（Science Based Targets）イニシアチブから、「1.5℃目標」としての認定を取得しました。
- ・気候変動がもたらすリスクと機会が当社グループに与える影響についての検討を深めるため、2021年7月に気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）への賛同表明を行い、2022年5月に国内における包装容器事業（金属製品・プラスチック製品）を対象としたシナリオ分析を実施いたしました。また、2023年3月に国内における包装容器事業（紙製品・ガラス製品）、鋼板関連事業、機能材料関連事業を対象に加え、改めてシナリオ分析を実施いたしました。分析の結果、1.5℃および2℃シナリオにおいて、温室効果ガスの排出に対する炭素税賦課により操業コストが上昇するリスクおよび「Eco Action Plan 2030」の実現による操業コストの低減が確認できたことに加え、気候変動にともなう機会として、鋼板関連事業におけるEV・ハイブリッド車向けの車載用二次電池材（ニッケルめっき鋼板）の需要が大きく増加する可能性があることを確認しました。今後は、シナリオ分析の対象範囲を、海外を含めた当社グループの全事業領域に広げてまいります。

【持続的成長のためのロードマップ】

包装容器領域を基盤として、エンジニアリング・充填・物流領域におけるバリューチェーンの拡大と、鋼板関連事業・機能材料関連事業における光学用・電池向け部材等での成長を図るとともに、新規事業領域において社会課題解決の新しい仕組みを創出し、2030年度に連結売上高1兆円を目指します。



【投資・財務方針】

事業活動と資産圧縮で創出したキャッシュを原資として、将来の成長や基盤強化等の投資を実施いたします。

①投資

「くらしのプラットフォーム」へ向け、3,300億円規模の投資（M&A含む）を実施

	目的	目安額 (億円)	備考
新たな成長分野・領域の拡大	主な投資目的 ■環境負荷低減・環境価値拡大のための投資 ■包装容器製造の枠を超えたバリューチェーン全体でのシステム構築 ■「食と健康」・「快適な生活」・「環境・資源・エネルギー」領域を中心とするビジネスパートナーやスタートアップ企業との共創による事業創出と育成	1,600	
既存事業領域の持続的成長	注力すべき既存事業領域における基盤強化	1,500	設備更新において、環境負荷低減や省人化・省力化を伴う形で極力行う
経営基盤強化	IoT・DXの推進、新技術開発、人材開発など	200	
合計		3,300	

※上記は計画時の目安であり、進捗状況・事業機会タイミング等の要因により、内訳を随時見直し、投資判断・実施

②原資

- i) 本中期経営計画期間において営業キャッシュ・フロー約3,800億円を創出
- ii) 政策保有株式を400億円規模売却し、成長分野への投資に活用

【経営数値目標】

本中期経営計画の最終年度である2025年度に、売上高8,500億円、営業利益500億円、EBITDA1,100億円、ROE5%を目指します。

(単位：億円)

	2020年度 実績	2021年度 実績	2022年度 実績	2025年度 目標
売上高	7,487	8,215	9,060	8,500
営業利益	266	341	73	500
EBITDA	737	854	603	1,100
ROE	2.6%	7.0%	1.6%	5.0%

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2021年度から適用しており、2025年度の売上高目標は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用した後の数値となります(売上高に与える影響額は約△200億円を見込んでおります)。

2. 本中期経営計画期間において400億円規模の政策保有株式の売却を計画しておりますが、当該売却による影響は上記数値目標に反映しておりません。

【株主還元方針】

本中期経営計画期間中は、総還元性向80%を目安に株主還元を行います。

①配当金

連結配当性向50%以上を目安とする

1株当たり46円を下限とし、段階的に引き上げる

②自己株式取得

機動的に実施する

※資産売却等による特別損益は、原則として、総還元性向および連結配当性向を算定するうえでは考慮いたしません

<進捗状況>

2022年度は年間配当金89円(中間配当金44円、期末配当金45円予定)といたしました。2022年度における連結配当性向・総還元性向は156.4%となる見込みです。

(4) 資本収益性向上に向けた取り組み2027

資本コストや株価を意識した経営の実現に向け、成長戦略と資本・財務戦略を両輪で進めるための取り組みとして定めた「資本収益性向上に向けた取り組み2027」の概要は次のとおりです。

【取り組み方針】

成長戦略と資本・財務戦略を両輪で進め、資本収益性の向上を図ります。

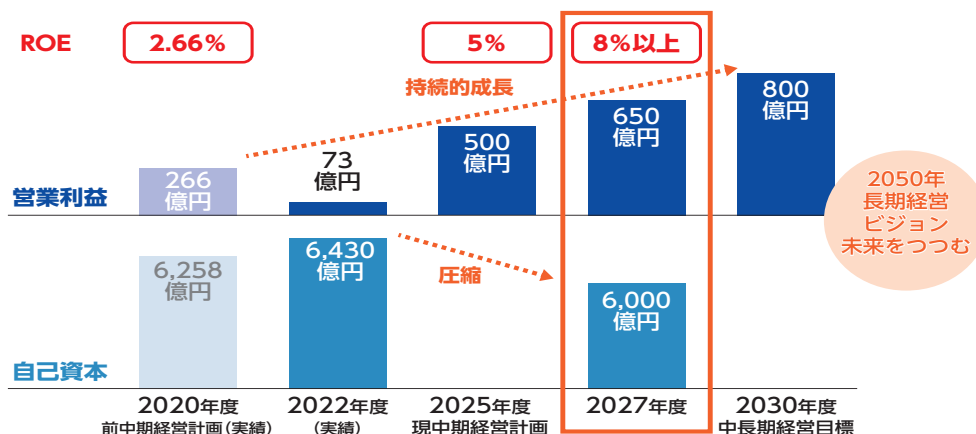
①成長戦略：事業ポートフォリオの最適化

- ・エンジニアリング・充填・物流事業、鋼板関連事業、機能材料関連事業等における成長分野への経営資源投入
- ・国内包装容器事業を中心とした適正な売価転嫁、不採算事業領域・拠点の再構築

②資本・財務戦略：資産効率向上

- ・段階的に拡充してきた配当および自己株式取得による株主還元を大幅に強化
- ・政策保有株式の一層の縮減
- ・不採算事業領域の資産圧縮、不動産の売却および価値向上

【KPIの設定】



中期経営計画2025の延長上の営業利益目標をベースに自己資本の圧縮を進め、2027年度に株主資本コストを上回るROE8%以上の達成を目指します。

		2022年度実績	2025年度	2027年度	2030年度
業績	売上高	9,060億円	8,500億円 ^{注1}	— (参考：約 10,500億円)	10,000億円 ^{注1}
	営業利益	73億円	500億円	650億円	800億円
	EBITDA	603億円	1,100億円	1,200億円	—
	純利益	103億円	350億円	480億円	
資本 収益性等	ROE	1.6%	5.0%	8.0%以上	
	自己資本 (新たに目標化)	6,430億円	—	6,000億円	
		2022年度実績	2021～2025年度	2023～2027年度	
株主還元	連結配当性向 (1株当たり配当金)	156% (89円)	50%以上を目安 (46円を下限とし、 段階的に引き上げ)	同左 ^{注2} 5年間で約800億円見込み	
	総還元性向 (自己株式取得)	156% (—)	80%以上を目安 (92億円実施済)	5年間で 約1,000億円 ^{注3}	

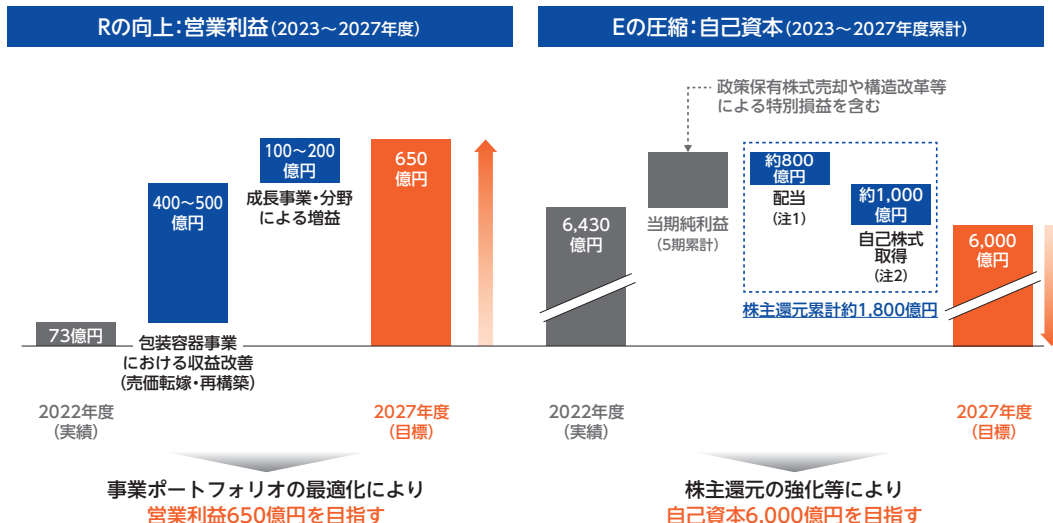
注1 足元の売上高増加は、為替変動やエネルギー価格高騰に伴う売価転嫁等の影響も含まれることから、2025年度・2030年度の売上高目標は据え置きとしています。

注2 2026～2027年度の配当については2025年度水準を延長した試算としておりますが、実際の利益に合わせて配当方針を勘案のうえ決定いたします。

注3 現中期経営計画期間は約600億円を計画しています。2026～2027年度は約400億円を見込んでおりますが、次期中期経営計画における還元方針等を勘案のうえ決定いたします。なお、2023年5月12日開催の取締役会において、2023年度に総額200億円（1,300万株）を上限として自己株式を取得することを決議しております。

【ROE8%以上達成に向けた施策】

利益（R）の増加および自己資本（E）の圧縮によってROE8%以上を目指します。



注1 2026～2027年度の配当については2025年度水準を延長した試算としておりますが、実際の利益に合わせて配当方針を勘案のうえ決定いたします。

注2 現中期経営計画期間は約600億円を計画しています。2026～2027年度は約400億円を見込んでおりますが、次期中期経営計画における還元方針等を勘案のうえ決定いたします。

①事業ポートフォリオの最適化

国内包装容器事業を中心に売価転嫁、不採算事業領域・拠点の再構築を早急に行い、成長分野での事業成長を着実に成し遂げ、2027年度での営業利益目標の達成を目指します。

②株主還元の大幅な強化

ROE8%以上の実現に向け、新たに5期累計約1,000億円の自己株式取得を計画し、段階的に拡充してきた株主還元を大幅に強化いたします。

③キャッシュアロケーション（2023～2027年度）

営業キャッシュ・フローおよび資産売却・資金調達を原資として投資・株主還元を戦略的に配分し、事業成長および資本収益性の向上を目指します。

当社グループを取り巻く事業環境は、より一層厳しさを増すことが想定されますが、中期経営計画2025および資本収益性向上に向けた取り組み2027の諸施策を着実に遂行することで、持続的な成長を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

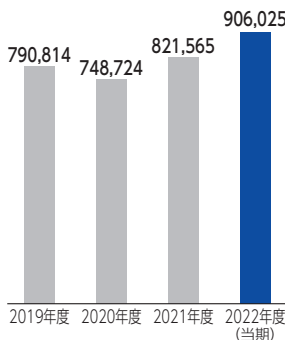
9 財産および損益の状況

区 分	第107期 2019年度	第108期 2020年度	第109期 2021年度	第110期 2022年度 (当連結会計年度)
売上高	790,814百万円	748,724百万円	821,565百万円	906,025百万円
営業利益	27,271百万円	26,667百万円	34,114百万円	7,396百万円
経常利益	28,412百万円	27,326百万円	45,712百万円	13,770百万円
親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失 (△)	△520百万円	15,946百万円	44,422百万円	10,363百万円
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△)	△2.71円	84.79円	240.61円	57.07円
総資産	1,025,095百万円	1,036,081百万円	1,082,282百万円	1,165,216百万円
純資産	624,513百万円	651,639百万円	664,291百万円	671,338百万円
1株当たり純資産	3,184.56円	3,327.70円	3,510.20円	3,541.25円

(注)2021年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、2021年度以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

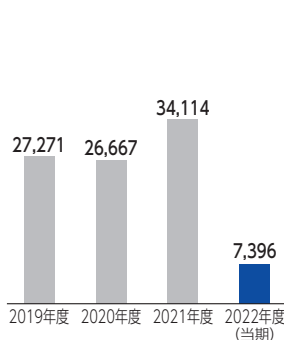
売上高

(単位:百万円)



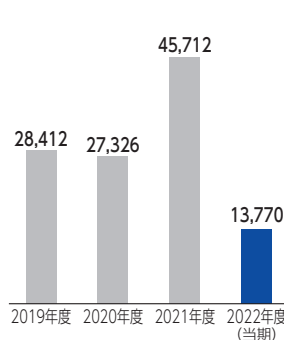
営業利益

(単位:百万円)



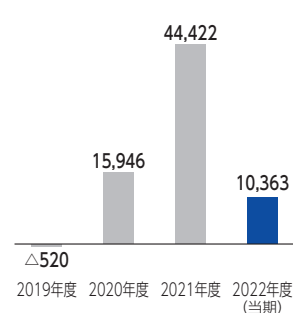
経常利益

(単位:百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失 (△)

(単位:百万円)



10 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当する記載事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
東洋製罐株式会社	1,000百万円	100.0%	金属製品およびプラスチック製品などの製造販売
東洋鋼板株式会社	5,040	100.0	ぶりき、薄板および各種表面処理鋼板ならびに各種機能材料などの製造販売
東罐興業株式会社	1,531	100.0	紙容器製品およびプラスチック製品の製造販売
日本フロッジャー株式会社	500	100.0	金属キャップおよびプラスチックキャップの製造販売
メビウスパッケージング株式会社	1,000	100.0	プラスチック製品などの製造販売
東洋ガラス株式会社	960	100.0	ガラスびんの製造販売
東洋エアゾール工業株式会社	315	100.0	エアゾール製品および一般充填品の受託製造販売
TOMATEC株式会社	310	100.0	塗料・顔料・ゲルコート・微量要素肥料などの製造販売
日本トーカーパッケージ株式会社	700	55.0 [55.0]	段ボール製品および紙器製品などの製造販売
Bangkok Can Manufacturing Co., Ltd.	1,800 百万バーツ	99.9 [99.9]	飲料用空缶の製造販売
Crown Seal Public Co., Ltd.	528 百万バーツ	47.6 [47.6]	金属キャップおよびプラスチックキャップの製造販売
Stolle Machinery Company, LLC	—	100.0 [100.0]	製缶・製蓋機械の製造販売および各種サービス

- (注) 1. 議決権比率のうち、〔 〕内は、間接比率を示す内数であります。
2. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	東洋製罐株式会社
特定完全子会社の住所	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
当社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	191,650百万円
当社の総資産額	573,178百万円

11 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

事業区分	事業内容
包装容器事業	金属製品・プラスチック製品・紙製品・ガラス製品の製造販売
エンジニアリング・充填・物流事業	包装容器関連機械設備の製造販売、飲料充填品・エアゾール製品・一般充填品の受託製造販売、貨物自動車運送業や倉庫業
鋼板関連事業	鋼板および鋼板の加工品の製造販売
機能材料関連事業	磁気ディスク用アルミ基板・光学用機能フィルム・塗薬・顔料・ゲルコート・微量要素肥料などの製造販売
不動産関連事業	オフィスビル・商業施設などの賃貸
その他	自動車用プレス金型・機械器具・硬質合金および農業用資材製品などの製造販売、石油製品などの販売、損害保険代理業

12 主要な営業所および工場 (2023年3月31日現在)

会社名	主要な拠点	
当社	本社	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
東洋製罐株式会社	本社	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
	工場	千歳（千歳市）、仙台（仙台市宮城野区）、石岡（石岡市）、久喜（久喜市）、埼玉（比企郡吉見町）、横浜（横浜市鶴見区）、静岡（牧之原市）、豊橋（豊橋市）、滋賀（東近江市）、茨木（茨木市）、大阪（泉佐野市）、広島（三原市）、基山（三養基郡基山町）
東洋鋼鈑株式会社	本社	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
	工場	下松（下松市）
東罐興業株式会社	本社	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
	工場	厚木（綾瀬市）、静岡（掛川市）、小牧（小牧市）、福岡（宮若市）
日本フロッジャー株式会社	本社	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
	工場	石岡（石岡市）、平塚（平塚市）、小牧（小牧市）、岡山（勝田郡勝央町）
メビウスパッケージング株式会社	本社	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
	工場	茨城（猿島郡五霞町）、川崎（川崎市川崎区）、摂津（摂津市）、泉佐野（泉佐野市）
東洋ガラス株式会社	本社	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
	工場	千葉（柏市）、滋賀（湖南市）
東洋エアゾール工業株式会社	本社	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
	工場	筑波（龍ヶ崎市）、川越（川越市）、三重（伊賀市）
TOMATEC株式会社	本社	大阪府大阪市北区大淀北二丁目1番27号
	工場	大阪（大阪市北区）、小牧（小牧市）、九州（中間市）
日本トーカーパッケージ株式会社	本社	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
	工場	仙台（黒川郡大和町）、福島（いわき市）、茨城（猿島郡五霞町）、古河（古河市）、栃木（さくら市）、埼玉（草加市）、相模原（相模原市南区）、厚木（綾瀬市）、静岡（掛川市）、愛知（安城市）、滋賀（草津市）、大阪（摂津市）、福岡（糟屋郡新宮町）
Bangkok Can Manufacturing Co., Ltd.	本社	タイ（パトゥムターニー県）
	工場	タイ（パトゥムターニー県、アユタヤ県）
Crown Seal Public Co., Ltd.	本社	タイ（パトゥムターニー県）
	工場	タイ（パトゥムターニー県）
Stolle Machinery Company, LLC	本社	米国（デラウェア州）
	工場	米国（コロラド州、オハイオ州）

13 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

(1) 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減
包装容器事業	11,040 [1,834] 名	減 56 [減 37] 名
エンジニアリング・充填・物流事業	4,805 [673]	増 272 [減 49]
鋼板関連事業	1,523 [115]	増 21 [増 13]
機能材料関連事業	1,261 [91]	減 24 [減 20]
不動産関連事業	8 [3]	増 1 [増減なし]
その他	851 [98]	減 14 [減 7]
全社 (共通)	488 [29]	増 18 [増 9]
合計	19,976 [2,843]	増 218 [減 91]

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（企業集団から企業集団外への出向者を除き、企業集団外から企業集団への出向者を含む。）であり、臨時従業員数は [] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 臨時従業員には嘱託契約の従業員、準社員およびアルバイトを含み、派遣社員を除いております。
 3. 全社（共通）として記載している従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数		前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	359 [25] 名	増 12 [増 9] 名	43.4歳	17.3年
女性	129 [4]	増 6 [増減なし]	38.8	13.3
合計	488 [29]	増 18 [増 9] 名	42.1	16.2

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員数は [] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 臨時従業員には嘱託契約の従業員、準社員およびアルバイトを含み、派遣社員を除いております。
 3. 当社の従業員の全てはセグメント区分上「全社（共通）」に含まれております。

14 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	94,201百万円
三井住友信託銀行株式会社	29,046
株式会社三菱UFJ銀行	16,022

15 その他企業集団の現況に関する重要な事項

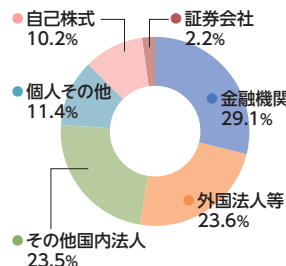
該当する記載事項はありません。

II 会社の現況

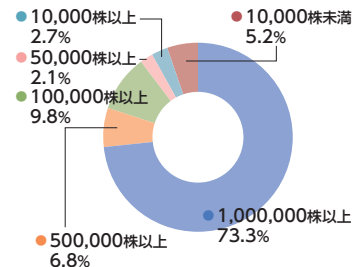
1 株式の状況 (2023年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	450,000,000株
(2) 発行済株式の総数	202,862,162株
(3) 株主数	18,040名

■所有者別株式分布状況



■所有株式数別分布状況



(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	24,832千株	13.6%
学校法人東洋食品工業短期大学	16,492	9.1
公益財団法人東洋食品研究所	12,499	6.9
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	8,230	4.5
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	6,702	3.7
富国生命保険相互会社	5,600	3.1
株式会社三井住友銀行	5,000	2.7
株式会社群馬銀行	4,219	2.3
STATE STREET BANK CLIENT OMNIBUS OM04 (常任代理人 香港上海銀行東京支店カストディ業務部)	4,082	2.2
東洋インキSCホールディングス株式会社	3,798	2.1

- (注) 1. 上記のほか、当社が自己株式20,776,376株を保有しております。
 2. 持株比率は、自己株式20,776,376株を控除して計算しております。
 3. 自己株式には、役員向け株式交付信託が保有する自己株式は含まれておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	13,783株	1名

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「II 会社の現況 3 会社役員状況(3) 取締役および監査役の報酬等」に記載しております。
 2. 上記は、退任した取締役に対して交付された株式を記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

①自己株式の消却

2023年3月31日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり自己株式を消却いたしました。

消却した株式の種類	当社普通株式
消却した株式の総数	20,000,000株（消却前の発行済株式総数に対する割合 9.9%）
消却後の発行済株式総数	182,862,162株
消却日	2023年4月7日

②自己株式の取得

2023年5月12日開催の取締役会において、以下のとおり自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

取得する株式の種類	当社普通株式
取得する株式の総数	13,000,000株（上限）（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 7.1%）
株式の取得価格の総額	20,000,000,000円（上限）
取得する期間	2023年5月15日～2024年3月29日

2 新株予約権等の状況

該当する記載事項はありません。

3 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況 (2023年3月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	大塚 一 男	グループサステナビリティ委員長 グループリスク・コンプライアンス委員長
取 締 役	副 島 正 和	常務執行役員 経営戦略機能統轄兼経理・財務およびIR・グループ調達戦略担当 日本クロージャー株式会社取締役
取 締 役	室 橋 和 夫	常務執行役員 CSR・人事・人材開発およびグループリスク・コンプライアンス担当
取 締 役	小笠原 宏 喜	常務執行役員 秘書・総務・法務・情報システムおよびグループ情報管理担当
取 締 役	中 村 琢 司	常務執行役員 グループ技術開発機能統轄兼イノベーション推進室長
取 締 役	浅 妻 敬	弁護士（長島・大野・常松法律事務所パートナー）
取 締 役	鈴 木 博	税理士
取 締 役	谷 口 真 美	早稲田大学商学学術院および同大学大学院商学研究科教授
取 締 役	小 池 利 和	ブラザー工業株式会社取締役会長 株式会社安川電機社外取締役（監査等委員）
常 勤 監 査 役	上 杉 俊 隆	東罐興業株式会社監査役 日本クロージャー株式会社監査役 メビウスパッケージング株式会社監査役 TOMATEC株式会社監査役 日本トーカンパッケージジ株式会社監査役 公益財団法人東洋食品研究所監事
常 勤 監 査 役	田 中 俊 次	東洋製罐株式会社監査役 東洋鋼板株式会社監査役 東洋ガラス株式会社監査役 東洋エアゾール工業株式会社監査役

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
監査役	波光史成	公認会計士・税理士（税理士法人レゾンパートナーズ代表社員） 昭和化学工業株式会社社外取締役（監査等委員）
監査役	生田章一	株式会社金融財務研究会会長
監査役	赤松育子	公認会計士 公認不正検査士 日本公認会計士協会理事 株式会社SBI新生銀行社外監査役 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役浅妻敬氏、鈴木博氏、谷口真美氏および小池利和氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役波光史成氏、生田章一氏および赤松育子氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役浅妻敬氏、鈴木博氏、谷口真美氏、小池利和氏および監査役波光史成氏、生田章一氏、赤松育子氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 監査役波光史成氏は、公認会計士・税理士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 監査役赤松育子氏は、公認会計士・公認不正検査士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 6. 当事業年度における重要な兼職の退任は、次のとおりであります。

地位	氏名	重要な兼職	退任年月日
監査役	赤松育子	株式会社カワチ薬品社外取締役	2022年6月14日

7. 株式会社新生銀行は、2023年1月4日付で商号を「株式会社新生銀行」から「株式会社SBI新生銀行」に変更しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社およびグループ各社の取締役・監査役・執行役員・管理職を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の業務に起因して、保険期間中に、株主・会社・従業員・その他第三者から損害賠償請求がなされた場合に被保険者が被る当該損害賠償金および訴訟費用等を、当該保険契約によって填補することとしております。なお、当該保険契約の保険料については、当社およびグループ各社が全額負担し、被保険者は保険料を負担しておりません。

(3) 取締役および監査役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、代表取締役および独立性を有する社外取締役から構成される任意の諮問機関である「ガバナンス委員会」に諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、代表取締役からガバナンス委員会へ諮問し、ガバナンス委員会からの答申を受けることにより、当該決定方針に沿って報酬等の内容が決定されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

(a) 基本方針

当社の取締役の報酬制度は、以下の事項を基本方針として定めます。

- (i) 当社グループの「経営思想（経営理念・信条・ビジョン）」の実現に資するものであること。
- (ii) 優秀な取締役の確保が可能な、適正な報酬水準であること。
- (iii) 中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識が醸成できるものであること。
- (iv) 当社グループの業績との連動性と透明性・客観性が確保できるものであること。
- (v) 株主との利益意識の共有や株主重視の経営意識の醸成が図れるものであること。
- (vi) 業務執行における適切なリスクテイクの促進に寄与するものであること。

(b) 基本報酬（金銭報酬）の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役の基本報酬は、月額固定報酬として毎月現金支給し、担う役位と職責に応じて決定します。

(c) 業績連動報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、短期インセンティブとしての業績連動賞与（現金支給）と、中長期インセンティブとしての業績連動型株式交付信託（株式報酬）から構成します。

業績連動賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の業績目標に対する達成度を測る上で適切な指標（KPI）として連結売上高と連結売上高営業利益率を選択し、各事業年度の業績および役位等に基づき算出される額の業績連動賞与を業務執行取締役に対して毎年6月に現金支給します。

業績指標とその目標値については、連結売上高は、直前事業年度の決算短信で公表した業績の予想値とし、また、連結売上高営業利益率については、「過去5年平均+0.5%」を目標値*とします。

※過去5年間の各年の営業利益率の単純平均に0.5%を加算し、下限2%～上限5%の範囲内で設定します。

業績連動型株式交付信託（株式報酬）は、中長期の企業価値向上への動機付けを確保するための、中長期経営計画と連動した指標（KPI）として、ROEおよびEBITDAならびにサステナブル指標の3つを定め、各事業年度ごとに役位等および各指標の達成度に基づき算出される数のポイントが付与され、業務執行取締役に対して、退任時に、当該ポイントに応じた当社株式が交付されます。

業績指標とその目標値については、ROEとEBITDAは中長期経営計画の目標値に基づき、また、サステナブル指標は当社の環境活動目標「Eco Action Plan 2030」の進捗を始めとしたESG活動の取り組み状況等を総合的に勘案し、いずれもガバナンス委員会の評価を経て、取締役会で決定します。

(d) 取締役の個人別の報酬等の額の種類ごとの割合の決定に関する方針

業務執行取締役については、当社グループの経営思想に基づき、継続的な社業の発展に貢献できる優秀な経営陣の確保が可能な、適正な報酬水準であることを前提に、当社を取り巻く経営環境や外部専門機関の調査に基づく他社水準も考慮し、業績向上に向けた適切なインセンティブとなるよう、担う役割と責任の重さに応じて決定します。

比較ベンチマークとする他社水準は、東証プライム市場上場の売上高5,000億円～1兆円規模の製造業企業群を同輩企業と位置づけて、各種役員報酬サーベイの結果等を鑑み、妥当性を判断します。

報酬等の種類ごとの割合の目安（基準業績時）は、基本報酬：60%、短期業績連動報酬等：20%、中長期業績連動報酬等：20%としております。

業務執行取締役以外の取締役については、その職責に鑑みて基本報酬のみとします。

(e) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の報酬等の種類とその割合・水準・計算方法等については、透明性・客観性を確保するため、事前に代表取締役および独立性を有する社外取締役から構成される任意の諮問機関である「ガバナンス委員会」に諮問し、答申を受け、その答申を尊重して、株主総会においてご承認頂いた報酬枠の範囲内で、取締役会において決定します。

取締役の個人別の報酬額については、取締役会で決定された取締役の報酬等の種類とその割合・水準・計算方法等に基づき、代表取締役社長がその具体的内容の決定について取締役会決議による委任を受けるものとし、委任を受けた代表取締役社長が各取締役の基本報酬、各業務執行取締役に対する業績連動賞与の額および業績連動型株式報酬の交付ポイント数を決定します。

②取締役および監査役の報酬等の総額

区分	基本報酬		賞与				非金銭報酬		合計
	固定報酬		固定報酬		業績連動報酬		業績連動報酬		
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	
取締役 (うち社外取締役)	11名 (5名)	214百万円 (45百万円)	－ (－)	－ (－)	5名 (－)	32百万円 (－)	6名 (－)	33百万円 (－)	280百万円 (45百万円)
監査役 (うち社外監査役)	6名 (3名)	82百万円 (32百万円)	2名 (－)	8百万円 (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	91百万円 (32百万円)
合計 (うち社外役員)	17名 (8名)	296百万円 (78百万円)	2名 (－)	8百万円 (－)	5名 (－)	32百万円 (－)	6名 (－)	33百万円 (－)	371百万円 (78百万円)

- (注) 1. 取締役の金銭報酬の限度額は、2021年6月25日開催の第108回定時株主総会において年額330百万円以内（うち社外取締役分は年額55百万円以内）（用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、11名（うち社外取締役は5名）です。また、金銭報酬とは別枠で、2021年6月25日開催の第108回定時株主総会において業績連動型株式報酬制度（社外取締役は付与対象外）の導入について決議いただいております。当該株式報酬制度に拠出する金銭の上限は5事業年度で500百万円、当該株式報酬制度の対象者に付与されるポイント総数の上限は1事業年度当たり100,000ポイント（対象者に交付される当社株式は、1ポイント当たり1株）としております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、6名です。
2. 監査役の報酬限度額は、2017年6月27日開催の第104回定時株主総会において年額110百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、5名（うち社外監査役は3名）です。
3. 上記の非金銭報酬の金額は、当事業年度に計上した引当金の額であり、実際の支給総額とは異なる場合があります。なお、2021年度分として実際に支給した非金銭報酬の金額は、引当金82百万円に対して93百万円となりました。
4. 上記の取締役の基本報酬の人数・支給額には、2022年6月24日開催の第109回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役2名（うち社外取締役は1名）および当該取締役に対する支給額が含まれております。
5. 上記の取締役の非金銭報酬の人数・支給額には、2022年6月24日開催の第109回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名および当該取締役に対する支給額が含まれております。
6. 上記の監査役の基本報酬の人数・支給額には、2022年6月24日開催の第109回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任した監査役1名および当該監査役に対する支給額が含まれております。
7. 業績連動報酬等にかかる業績指標の内容および当該業績指標を選定した理由並びに算定方法については、上記①「役員報酬等の内容の決定に関する方針等（c）業績連動報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）」をご参照ください。
- 2022年度における業績連動報酬にかかる指標は、2022年度の数値を採用しており、数値目標として掲げた「連結売上高890,000百万円、連結売上高営業利益率4.19%」に対し、実績は、連結売上高906,025百万円、連結売上高営業利益率0.70%*であります。業績連動型株式交付信託（株式報酬）にかかる指標は2022年度の数値を採用しており、目標として掲げた「中期経営計画2025」で定めたROE、EBITDAに対し、実績はROE 1.6%、EBITDA 603億円となり、それぞれ未達成となりました。なお、サステナブル指標については、目標として掲げた当社の環境活動目標「Eco Action Plan 2030」等で定めた指標に対し、当連結会計年度にかかる業績連動型株式交付信託の引当金額を算出するための見込み数値としてB評価（S、A、B、C、Dの5段階の中央値）を採用しております。

* 連結売上高営業利益率の実績値は、減損損失の影響を含めて算出しており、実際の営業利益率より低い数値となります。

8. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、上記①「役員報酬等の内容の決定に関する方針等（c）業績連動報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）」をご参照ください。また、当事業年度における交付状況は「Ⅱ会社の現況 1株式の状況（5）当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
9. 取締役の個人別の報酬額については、「ガバナンス委員会」に諮問し、答申を受け、その答申を尊重して、株主総会においてご承認いただいた報酬枠の範囲内で取締役会において決定された取締役の報酬等の種類とその割合・水準・計算方法等に基づき、代表取締役社長大塚一男がその具体的内容の決定について取締役会決議による委任を受け、各取締役の基本報酬、各業務執行取締役に對する業績連動賞与および各社外取締役に對する賞与の額を決定しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには、代表取締役が適していると判断したためです。

(4) 社外役員の状況

①社外取締役の重要な兼職の状況（他の法人等の業務執行者または社外役員等である場合）

氏名	他の法人等の重要な兼職の状況
浅 妻 敬	弁護士（長島・大野・常松法律事務所パートナー）
小 池 利 和	ブラザー工業株式会社取締役会長 株式会社安川電機社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 当社と長島・大野・常松法律事務所との間に重要な取引等の特別な関係はありません。
 2. 当社とブラザー工業株式会社との間に重要な取引等の特別な関係はありません。
 3. 当社と株式会社安川電機との間に重要な取引等の特別な関係はありません。

②社外監査役の重要な兼職の状況（他の法人等の業務執行者または社外役員等である場合）

氏名	他の法人等の重要な兼職の状況
波 光 史 成	公認会計士・税理士（税理士法人レゾンパートナーズ代表社員） 昭和化学工業株式会社社外取締役（監査等委員）
赤 松 育 子	日本公認会計士協会理事 株式会社SBI新生銀行社外監査役 株式会社カワチ薬品社外取締役 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 当社と税理士法人レゾンパートナーズとの間に重要な取引等の特別な関係はありません。
 2. 当社と昭和化学工業株式会社との間に重要な取引等の特別な関係はありません。
 3. 当社と日本公認会計士協会との間に重要な取引等の特別な関係はありません。
 4. 株式会社新生銀行は、2023年1月4日付で商号を「株式会社新生銀行」から「株式会社SBI新生銀行」に変更しております。
 5. 当社と株式会社SBI新生銀行との間に重要な取引等の特別な関係はありません。
 6. 当社と株式会社カワチ薬品との間に重要な取引等の特別な関係はありません。
 7. 当事業年度における重要な兼職の退任は、次のとおりであります。

氏名	重要な兼職	退任年月日
赤 松 育 子	株式会社カワチ薬品社外取締役	2022年6月14日

8. 当社と三菱UFJ証券ホールディングス株式会社との間に重要な取引等の特別な関係はありません。

③当事業年度における主な活動状況

各社外取締役は、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜・適切に行うなど、経営監視機能を十分に果たしております。

各社外監査役は、取締役会において議案審議等に必要な質問・意見の表明を適宜行うとともに、監査役会において意見交換および監査事項の協議を行うなど、監査機能を十分に果たしております。

氏名	地位	取締役会出席状況	監査役会出席状況	発言状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
浅 妻 敬	社外取締役	13回中13回	—	弁護士としての専門的な知識・見識、豊富な経験を有しており、そのような知識・見識および経験を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、主に法務リスクに関わる事項に関して助言・監督いただくことにより、当社グループの持続的な成長および企業価値のさらなる向上に寄与いただくことが期待されていたところ、特に当社グループの取引における法務リスクについて監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、「ガバナンス委員会」の委員として、役員候補者の指名ならびに取締役および執行役員の報酬などについて、独立した客観的な立場で関与しております。
鈴 木 博	社外取締役	13回中13回	—	国税庁・東京国税局における長年の専門的な知識・見識、豊富な経験を有しており、そのような知識・見識および経験を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、主に税務・会計に関わる事項に関して助言・監督いただくことにより、当社グループの持続的な成長および企業価値のさらなる向上に寄与いただくことが期待されていたところ、特に当社グループにおける税務制度や投資に係る税務上の取扱いについて監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、「ガバナンス委員会」の委員として、役員候補者の指名ならびに取締役および執行役員の報酬などについて、独立した客観的な立場で関与しております。
谷 口 真 美	社外取締役	13回中13回	—	国際経営論およびダイバーシティを専門とする大学教授としての知識・見識、豊富な経験を有しております。そのような知識・見識および経験を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、当社グループの経営全般に関して助言・監督いただくことが期待されていたところ、広く経営に関する体系的かつ実践的な意見提起によって、当社グループの持続的な成長および企業価値のさらなる向上に寄与しております。特に当社グループの人的資本経営をはじめとした、経営体制や海外事業展開について監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、「ガバナンス委員会」の委員として、役員候補者の指名ならびに取締役および執行役員の報酬などについて、独立した客観的な立場で関与しております。

氏名	地位	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	発言状況および社外取締役が果たすことが 期待される役割に関して行った職務の概要
小池利和	社外取締役	13回中13回	—	長年にわたりグローバル企業グループの経営者として主力事業の成長を担うなどの豊富な経験と幅広い知識・見識を有しており、そのような知識・見識および経験を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、主にグループ戦略やグローバルな経営戦略など多岐にわたる事項に関して助言・監督いただくことにより、当社グループの持続的な成長および企業価値のさらなる向上に寄与いただくことが期待されていたところ、企業経営者の観点から、特に当社グループの財務戦略や海外事業展開について監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、「ガバナンス委員会」の委員として、役員候補者の指名ならびに取締役および執行役員の報酬などについて、独立した客観的な立場で関与しております。
波光史成	社外監査役	13回中13回	16回中16回	主に公認会計士・税理士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
生田章一	社外監査役	13回中13回	16回中16回	主に省庁および民間企業等で培った豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。
赤松育子	社外監査役	13回中12回	16回中16回	主に公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。

(注) 上記のほか、社外監査役を含む監査役は、定期的に主要なグループ会社の役員および当社の会計監査人と意見交換を行うなど、積極的な活動を行っております。

④責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は社外取締役、社外監査役ともに10百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 双研日栄監査法人

(2) 報酬等の額

		支払額
①	当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額	58百万円
②	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	213百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた当期の会計監査計画の内容、前期の監査実績、会計監査人の監査の遂行状況、報酬見積もりの算定根拠等を精査した結果、適切であると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意を行っております。

なお、当社の重要な子会社のうち、Bangkok Can Manufacturing Co., Ltd.、Crown Seal Public Co., Ltd. およびStolle Machinery Company, LLCは、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人として重大な支障があると判断した場合には、会社法第340条第1項各号の規定により監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針です。

また、監査役会は、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、会計監査人の適正な職務の遂行が確保できない場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

5 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

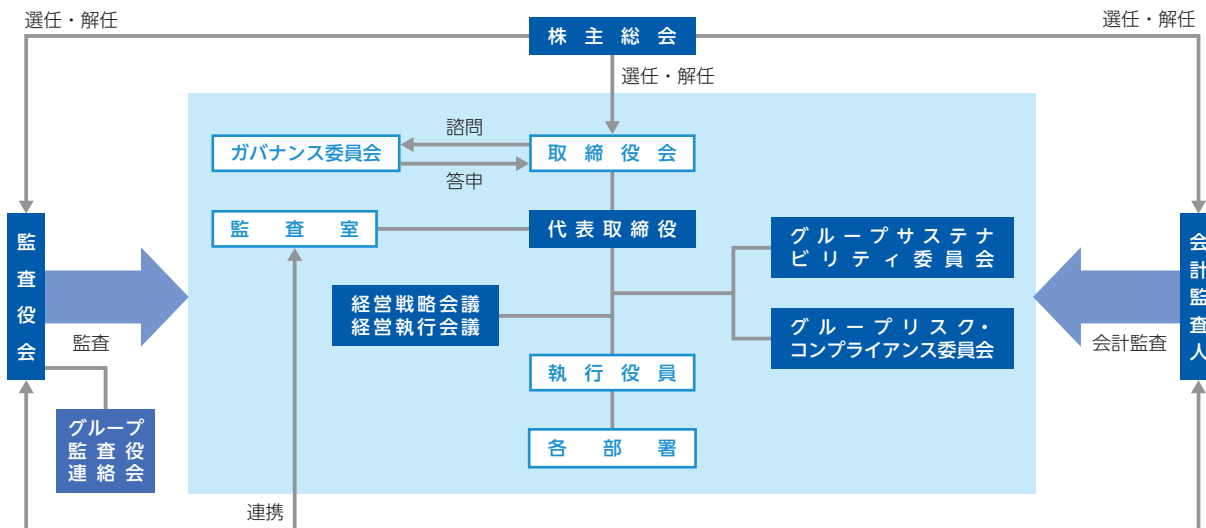
- | |
|---|
| ①当社およびグループ各社における取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 |
| (a) 当社は、当社およびグループ各社に適用される企業行動憲章および企業行動規準を定め、当社およびグループ各社の取締役、執行役員および従業員等（以下、総称して「役員および従業員等」という。）の法令および定款ならびに企業倫理を遵守するための規範とする。 |
| (b) 当社は、グループ全体のコンプライアンスの取り組みを統括するグループリスク・コンプライアンス委員会を設置し、同委員会のもと、役員および従業員等の教育研修を行い、コンプライアンスの周知徹底を図る。 |
| (c) 当社およびグループ各社は、法令違反その他コンプライアンスに関して疑義ある行為について、従業員等が直接情報提供する手段として、コンプライアンス相談窓口を社内外に設置するとともに当該制度の運用規程を定め、コンプライアンスに関する通報・相談体制を整備して、コンプライアンス違反行為の未然防止、早期発見・是正を図る。 |
| ②当社およびグループ各社における取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制 |
| (a) 当社およびグループ各社は、法令・社内規程に従い、株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、審議書・承認書等その他取締役の職務執行にかかる情報を規程に定める保存期間中、適切かつ検索性が高い状態で文書または電磁的媒体に記録、保存し、取締役および監査役による閲覧が可能な状態を維持する。 |
| (b) 当社は、グループリスク・コンプライアンス委員会のもと、当社およびグループ各社における情報管理を統括するとともに、情報管理に関する規程を策定し、当社およびグループ各社における情報の適正な管理を図る。 |
| ③当社およびグループ各社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制 |
| (a) 当社は、「グループリスク及び危機管理規程」を定め、グループリスク・コンプライアンス委員会のもと、グループ全体のリスクおよび危機管理体制を整備するとともに、グループ各社のリスク管理状況を確認し、改善および是正措置を講じる。 |
| (b) 不測の事態が発生した場合には、必要に応じて当社がグループ各社を統括して、またはグループ各社において危機対策本部を設置し、グループ全体の損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。 |
| ④当社およびグループ各社における取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 |
| (a) 当社は、取締役会での決議事項および報告事項を定めるとともに、取締役会を原則として月1回定時に開催するほか、適宜臨時に開催し、グループ全体の経営方針および経営戦略ならびに業務執行にかかる重要事項について適切かつ迅速に意思決定する。 |
| (b) 当社は、経営会議での審議事項および報告事項を定めるとともに、経営会議を原則として月3回開催するほか、適宜臨時に開催し、当社およびグループ各社の重要な業務執行にかかる事項について協議し、取締役会の審議の効率化および実効性の向上を図る。またグループ各社においても、原則として経営会議等を設置し、取締役会の審議の効率化および実効性の向上を図る。 |
| (c) 当社およびグループ各社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、当社または当社との事前の協議に基づきグループ各社が定めた事務分掌規程、決裁規程および職務権限規程等に従い、各担当部門がこれを実施し、取締役は必要に応じて確認・是正する。 |
| ⑤その他当社およびグループ各社における業務の適正を確保するための体制 |
| (a) 当社は、グループ各社の事業を統括する持株会社として、グループ各社と定期的に会議を開催して、事業内容および業績の状況等を確認および検証する。 |
| (b) 当社は、「グループ会社経営管理規程」を定め、グループ各社から業務執行の状況等について報告を受ける体制その他経営管理・支援を行う体制を整備し、グループ各社の経営の適正を図る。 |
| (c) 当社の内部監査部門は、当社およびグループ各社の内部統制の体制に関する監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。 |
| (d) 当社およびグループ各社は、金融商品取引法およびその他の法令に基づき、財務報告の適正を確保するために必要かつ適切な内部管理体制を整備し、運用する。 |
| ⑥監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制ならびに当該使用人の取締役からの独立性および監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項 |
| (a) 取締役は、監査役が必要とする員数を監査役と協議の上、監査役の職務を補助すべき専任の従業員として監査役補助者を任命する。 |
| (b) 監査役補助者は、その職務執行にあたり監査役の指揮命令を受け、取締役からは指揮命令を受けない。また、監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任および人事異動については監査役会の同意を得た上で、取締役が決定する。 |

	<p>⑦当社およびグループ各社の取締役および使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制</p> <p>(a) 役員および従業員等は、経営会議等を通じて、業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に適宜報告する。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、役員および従業員等に対して報告を求めることができるほか、当社およびグループ各社における各種業務の重要な会議に出席できる。</p> <p>(b) 当社の内部監査部門は、定期的に監査役に対する報告会を実施し、当社およびグループ各社を対象とした内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。</p> <p>(c) 当社およびグループ各社は、役員および従業員等がコンプライアンス上の問題を監査役に適切に報告する体制を整備する。</p> <p>(d) 当社およびグループ各社は、監査役への報告を理由として、報告者がいかなる不利益な取扱いも受けないものとし、それに必要な体制を整備する。</p>
	<p>⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制</p> <p>(a) 監査役は、代表取締役社長、内部監査部門および会計監査人と相互に情報・意見交換を行い、監査業務の充実を図る。</p> <p>(b) 監査役は、当社の内部統制の体制の整備および運用に問題があると認めるときは、取締役会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。</p> <p>(c) 当社およびグループ各社は、監査役の職務執行について生ずる費用については、監査役の意見を踏まえ、当該監査役の職務執行に必要でないとして認められた場合を除き、速やかに処理する。</p>
	<p>⑨反社会的勢力排除に向けた基本的考え方とその他のための体制の整備</p> <p>(a) 当社およびグループ各社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず毅然とした態度で臨み、不当な要求は断固として拒絶し反社会的勢力との関係を遮断する。</p> <p>(b) 当社およびグループ各社は、反社会的勢力への対応について企業行動規準等に定め、役員および従業員等に周知する。また、当社およびグループ各社の総務部門を統括部門として警察等関連機関からの情報収集に努め、当該機関および弁護士等と緊密に連携し、速やかに対処できる体制を整備する。</p>
<p>(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況</p>	
<p>当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。</p>	
	<p>①内部統制システム全般</p> <p>当社およびグループ各社は、内部統制システムを整備・運用しており、その運用状況については法務部によって毎年確認され、取締役会および経営会議で報告されております。内部統制システムの有効性については、代表取締役直轄の組織である監査室が、業務部門から独立した立場で業務執行の有効性、効率性、適法性等の内部監査を実施することにより検証しており、その結果については、取締役会、経営会議および監査役会で報告されております。また、当社監査役は、当社およびグループ会社の監査役、内部監査部門が、監査計画や監査結果を共有することなどにより連携を強化し、効率的な監査を実施することを目指し、以下のような「グループモニタリング・プラットフォーム構想」を策定しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材育成 当社およびグループ会社の監査役、内部監査部門に必要なスキル、習得すべき知識を明確化し、教育体系を作成 ・教育 当社およびグループ会社の監査役を対象に実施している「新任監査役セミナー」、「グループ監査役セミナー」のテーマに応じ、当社およびグループ会社内部監査部門も参加 ・AI・ITの活用 当社およびグループ会社の監査役、内部監査部門が共通のシステムを使用し、AIなどを活用して効率的に監査調査を作成
	<p>②リスク管理</p> <p>当社およびグループ各社は、継続的な事業活動に影響を及ぼすおそれのあるさまざまなリスクの発生を未然に防止し、当社およびグループ会社の経営基盤の安定化を図るとともに、危機が発生した場合に事業活動を早期に復旧し、継続させるために策定した「グループリスク及び危機管理規程」に基づき、リスクマネジメント体制の強化を推進しております。当社は、グループのリスク管理および危機管理ならびにコンプライアンスを横断的に統括するグループリスク・コンプライアンス委員会を設置しており、同委員会は、重要リスクに関する情報の確認、改善および予防措置を講じております。当社およびグループ各社では、それぞれの管理体制のもとで危機管理規程や危機対応マニュアル等の策定、リスク管理状況のとりまとめなどを行っております。</p> <p>新型コロナウイルス感染症への対応として、当社およびグループ各社の役員等で構成される新型コロナウイルス危機対策会議をグループ横断的に適宜開催し、また、データベースを通して感染情報や政府の対応などを毎営業日共有することで、海外子会社を含む当社グループ全体を包括した対策を展開しております。従業員の健康を守りながら、社会機能維持として欠かせない飲料・食品・生活用品に携わる当社グループの事業活動に万全を期するため、同会議のもと、本社および営業所等において在宅勤務を推進したほか、各工場の操業においては感染防止策を徹底するなど、感染拡大の防止を図っております。</p>

③コンプライアンス	当社グループは、コンプライアンス意識の浸透や違反行為の未然防止などを図るため、グループリスク・コンプライアンス委員会等の開催や各種教育研修の実施など、組織横断的、機動的にコンプライアンス活動を実施しております。 当社およびグループ各社では、従業員等へのコンプライアンス相談窓口の周知および利用環境の整備に努めております。コンプライアンス相談窓口に寄せられた内容については、コンプライアンス担当役員の指示に基づき、関連部署が責任をもって調査・対応するほか、グループリスク・コンプライアンス委員会において報告されております。また、当社は、一般的に想定されるコンプライアンスリスクの全容を把握した上で、当社グループの事業活動に関わるコンプライアンスリスクを特定し、リスクベースアプローチの考え方に基づき適切なコンプライアンス推進体制を構築するための活動を行っております。
④ガバナンス委員会	当社は、代表取締役1名および独立性を有する社外取締役4名から構成される任意の諮問機関である「ガバナンス委員会」を設置しており、代表取締役、取締役候補者および監査役候補者の指名ならびに取締役および執行役員報酬などにかかる取締役会の機能の客観性・適時性・透明性をより強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図っております。
⑤グループ会社の経営管理	グループ各社の重要な意思決定は、「グループ会社経営管理規程」に基づき、グループ各社における経営会議での審議を経た上で、当社経営会議にて審議しております。 当社は、定期的に、主要なグループ会社とグループ経営推進委員会等の会議を開催することなどにより、当社グループの事業上の課題等を共有しております。
⑥監査役職務執行	社外監査役を含む監査役は、監査役会を16回開催するとともに、取締役会への出席および常勤監査役による経営会議への出席を通じて、経営に関する重要事項について報告を受け、業務執行状況を確認しております。 社外監査役を含む監査役は、定期的に、主要なグループ会社の役員および当社の会計監査人と意見交換を実施するなど、適宜連携しております。

(ご参考)

当社のコーポレート・ガバナンスの体制は次のとおりであります。



〈取締役会〉

取締役会は、経営の意思決定および監督を行う機関として取締役9名（うち社外取締役4名）で構成され、原則として月1回開催しております。また、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を機動的に構築するために、取締役の任期は1年としております。なお、当社の取締役は15名以内とする旨、定款に定めております。

〈監査役会〉

監査役会は、経営に関する重要事項について監査を行う機関として監査役5名（うち社外監査役3名）で構成されており、原則として月1回開催しております。

〈経営戦略会議・経営執行会議〉

経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の明確化を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。経営の基本方針および諸施策を適切かつ迅速に確立し、経営活動を強力に推進するために、常勤取締役、機能統轄責任者、常務執行役員により構成される「経営戦略会議」を月1回開催し、また、常勤取締役、機能統轄責任者、常務執行役員および主要なグループ会社社長により構成される「経営執行会議」を原則として月2回開催しております。

なお、「経営戦略会議」および「経営執行会議」には常勤監査役が出席し、適宜意見を述べております。

〈監査室〉

監査室（公認内部監査人3名を含む従業員9名で構成）は、代表取締役直轄の独立した組織として設置され、監査の実効性を高めるため会計監査人および監査役と情報・意見交換を行うなど相互に連携を図っております。

〈ガバナンス委員会〉

当社は、代表取締役1名および独立性を有する社外取締役4名から構成される任意の諮問機関である「ガバナンス委員会」を設置しており、代表取締役、取締役候補者および監査役候補者の指名ならびに取締役および執行役員の報酬などにかかる取締役会の機能の客観性・適時性・透明性をより強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図っております。

〈グループ監査役連絡会〉

当社は、当社およびグループ各社の監査役が情報共有を図るとともに、相互の連携を強化することを目的として、「グループ監査役連絡会」を原則として年7回開催し、監査役の職務の効率と実効性を確保しております。

〈グループサステナビリティ委員会〉

グループサステナビリティ委員会は、グループ横断的にサステナビリティ経営を推進するため、サステナビリティ活動を推進する仕組みの整備およびサステナビリティ活動などを実施しております。

〈グループリスク・コンプライアンス委員会〉

グループリスク・コンプライアンス委員会は、グループ横断的にリスク管理および危機管理ならびにコンプライアンスについて統括し、重要なリスクに関する情報確認、改善および予防措置を講じております。

6 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ安定的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式の大量買付がなされる場合であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転をともなう買付提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社株式の大量買付を行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、中長期的に確保し、向上させられる者でない場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者に対しては、株主の皆様が当該大規模買付行為の是非を適切に判断する為に必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて取締役会の意見等を開示し、株主の皆様が検討する為に必要な時間と情報の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関連法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの具体的な内容の概要

(中期経営計画等)

当社グループは、2021年5月に、社会や地球環境について長期的な視点で考え、すべてのステークホルダーの皆様を提供する価値の最大化を図るべく、2050年を見据えた「長期経営ビジョン2050『未来をつつむ』」を策定し、その実現に向けて、2030年に達成を目指す定量的・定性的な経営目標である「中長期経営目標2030」を設定いたしました。当社グループは、「中長期経営目標2030」を達成するためのアクションプランとして、2021年度から5ヶ年の「中期経営計画2025」を策定いたしました。また、成長戦略と資本・財務戦略を両輪で進めるための施策として、2023年5月12日に「資本収益性向上に向けた取り組み2027」を開示いたしました。

(コーポレート・ガバナンスの強化)

当社は、グループの経営思想である経営理念・信条・ビジョンのもと、企業活動を通じて社会に貢献しつつ、企業価値の向上を図り新たな発展と進化を続けるために、コーポレート・ガバナンスを充実させていく

ことが経営上の重要課題であると位置づけ、「コーポレート・ガバナンス基本方針」を策定し、これに継続的に取り組んでおります。

①持株会社体制

当社グループは、持株会社体制のもと、グループ全体の経営戦略および目標を明確に定め、グループ内の経営資源の最適配分を行うことにより、機動的かつ効率的な事業運営を推し進めております。これにより、グループ経営戦略の策定機能と業務執行機能を分離し、経営責任体制を明確化しております。

②社外役員の体制

当社は、当社における社外取締役および社外監査役を独立役員として認定する独立性に関する基準を明確にすることを目的として、「社外役員の独立性判断基準」を制定しております。

取締役会は、取締役9名で構成されており、そのうち独立性を有する社外取締役は4名であり、取締役会における社外取締役の人数は3分の1を超えております。また、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を機動的に構築するために、取締役の任期を1年としております。

これら独立した客観的な立場にある社外取締役や社外監査役により、取締役会において活発な議論が行われるとともに、経営陣のモニタリングが行われており、経営体制に対する監視機能が確保されております。

③業務執行の体制

当社においては、執行役員制度を導入することにより、経営の効率性・機動性を確保するとともに、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の明確化を図っております。経営の基本方針および諸施策を適切かつ迅速に確立し、経営活動を強力に推進するために、常勤取締役、機能統轄責任者、常務執行役員により構成される「経営戦略会議」を月1回開催し、また、常勤取締役、機能統轄責任者、常務執行役員および主要なグループ会社社長により構成される「経営執行会議」を原則として月2回開催しております。なお、「経営戦略会議」および「経営執行会議」には常勤監査役が出席し、適宜意見を述べております。また、当社は、取締役・執行役員がその役割と責務を適切に遂行するため、必要な知識の習得および継続的な更新を支援することを目的として、各種研修の機会を随時設けております。

これに加え、当社は、代表取締役1名および独立性を有する社外取締役4名から構成される任意の諮問機関である「ガバナンス委員会」を設置しており、代表取締役、取締役候補者および監査役候補者の指名ならびに取締役および執行役員の報酬などにかかる取締役会の機能の客観性・適時性・透明性をより強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図っております。

④内部統制システムを運用するための体制

当社およびグループ各社は、内部統制システムを整備・運用しており、その運用状況については法務部

によって毎年確認され、取締役会および経営会議で報告されております。内部統制システムの有効性については、代表取締役直轄の組織である監査室が、業務部門から独立した立場で業務執行の有効性、効率性、適法性等の内部監査を実施することにより検証しており、その結果については、取締役会、経営会議および監査役会で報告されております。また、当社監査役は、当社およびグループ会社の監査役、内部監査部門が、監査計画や監査結果を共有することなどにより連携を強化し、効率的な監査を実施することを目指し、以下のような「グループモニタリング・プラットフォーム構想」を策定しました。

- ・人材育成

当社およびグループ会社の監査役、内部監査部門に必要なスキル、習得すべき知識を明確化し、教育体系を作成

- ・教育

当社およびグループ会社の監査役を対象に実施している「新任監査役セミナー」、「グループ監査役セミナー」のテーマに応じ、当社およびグループ会社内部監査部門も参加

- ・AI・ITの活用

当社およびグループ会社の監査役、内部監査部門が共通のシステムを使用し、AIなどを活用して効率的に監査調書を作成

当社グループは、上記の施策等を通じて、コーポレート・ガバナンスの強化を図り、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を実現してまいります。

(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期経営計画およびコーポレート・ガバナンスの強化等の各施策は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

したがって、本取り組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではありません。

(注) 本事業報告中に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率等は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 <2023年3月31日現在>

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
流動資産	593,697
現金及び預金	99,704
受取手形、売掛金及び契約資産	229,221
電子記録債権	31,630
商品及び製品	123,630
仕掛品	23,096
原材料及び貯蔵品	51,581
その他	38,133
貸倒引当金	△3,299
固定資産	571,519
有形固定資産	373,948
建物及び構築物	117,205
機械装置及び運搬具	133,431
土地	81,338
建設仮勘定	26,966
その他	15,006
無形固定資産	25,124
投資その他の資産	172,446
投資有価証券	124,087
退職給付に係る資産	21,411
繰延税金資産	12,548
その他	17,891
貸倒引当金	△3,492
資産合計	1,165,216

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
流動負債	290,903
支払手形及び買掛金	120,243
短期借入金	54,309
未払法人税等	3,490
役員賞与引当金	418
汚染負荷量賦課金引当金	100
その他	112,342
固定負債	202,974
長期借入金	125,029
繰延税金負債	8,298
特別修繕引当金	5,400
汚染負荷量賦課金引当金	2,085
役員退職慰労引当金	1,212
役員株式給付引当金	191
退職給付に係る負債	49,070
その他	11,687
負債合計	493,878
(純 資 産 の 部)	
株主資本	569,869
資本金	11,094
資本剰余金	11,468
利益剰余金	586,252
自己株式	△38,946
その他の包括利益累計額	73,181
その他有価証券評価差額金	42,335
繰延ヘッジ損益	10
為替換算調整勘定	25,719
退職給付に係る調整累計額	5,115
非支配株主持分	28,287
純資産合計	671,338
負債及び純資産合計	1,165,216

連結損益計算書 <2022年4月1日から2023年3月31日まで>

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		906,025
売上原価		819,500
売上総利益		86,525
販売費及び一般管理費		79,128
営業利益		7,396
営業外収益		
受取利息	496	
受取配当金	2,395	
受取賃貸料	1,094	
為替差益	1,036	
持分法による投資利益	6,794	
その他	5,195	
		17,013
営業外費用		
支払利息	1,400	
固定資産賃貸費用	1,096	
固定資産除却損	1,416	
解体撤去費	1,209	
その他	5,516	
		10,639
経常利益		13,770
税金等調整前当期純利益		13,770
法人税、住民税及び事業税	6,963	
法人税等調整額	△3,879	
		3,083
当期純利益		10,687
非支配株主に帰属する当期純利益		323
親会社株主に帰属する当期純利益		10,363

連結株主資本等変動計算書 <2022年4月1日から2023年3月31日まで>

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,094	11,468	596,286	△38,974	579,875
当期変動額					
剰余金の配当			△19,847		△19,847
親会社株主に帰属する 当期純利益			10,363		10,363
連結範囲の変動			△549		△549
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				29	29
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	△10,033	28	△10,005
当期末残高	11,094	11,468	586,252	△38,946	569,869

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	40,199	△266	12,440	5,099	57,472	26,943	664,291
当期変動額							
剰余金の配当							△19,847
親会社株主に帰属する 当期純利益							10,363
連結範囲の変動							△549
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							29
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,136	276	13,279	15	15,708	1,343	17,052
当期変動額合計	2,136	276	13,279	15	15,708	1,343	7,046
当期末残高	42,335	10	25,719	5,115	73,181	28,287	671,338

計算書類

貸借対照表 <2023年3月31日現在>

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
流動資産	96,729
現金及び預金	46,257
短期貸付金	39,359
未収金	11,453
その他	1,033
貸倒引当金	△1,374
固定資産	476,449
有形固定資産	25,125
建物	16,968
工具器具及び備品	671
土地	6,957
その他	527
無形固定資産	1,850
投資その他の資産	449,473
投資有価証券	92,781
関係会社株式	299,585
関係会社長期貸付金	56,445
繰延税金資産	1,508
その他	253
貸倒引当金	△1,101
資産合計	573,178

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
流動負債	63,642
短期借入金	25,148
未払金	6,345
未払費用	2,611
未払法人税等	32
預り金	29,221
役員賞与引当金	35
その他	248
固定負債	120,811
長期借入金	115,784
退職給付引当金	174
資産除去債務	582
役員株式給付引当金	191
その他	4,080
負債合計	184,454
(純 資 産 の 部)	
株主資本	348,742
資本金	11,094
資本剰余金	1,361
資本準備金	1,361
利益剰余金	375,233
利益準備金	2,773
その他利益剰余金	372,459
固定資産圧縮積立金	261
特別新事業開拓事業者出資積立金	34
別途積立金	328,441
繰越利益剰余金	43,722
自己株式	△38,946
評価・換算差額等	39,981
その他有価証券評価差額金	39,981
純資産合計	388,724
負債及び純資産合計	573,178

損益計算書 <2022年4月1日から2023年3月31日まで>

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		
関係会社経営管理料	3,961	
関係会社業務受託収入	5,917	
関係会社受取配当金	5,470	
不動産賃貸収入	5,719	21,068
営業費用		
不動産賃貸費用	2,945	
一般管理費	12,772	15,717
営業利益		5,350
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,389	
為替差益	1,693	
その他	436	5,519
営業外費用		
支払利息	634	
解体撤去費	1,209	
その他	145	1,989
経常利益		8,880
税引前当期純利益		8,880
法人税、住民税及び事業税	1,062	
法人税等調整額	△105	957
当期純利益		7,923

株主資本等変動計算書 <2022年4月1日から2023年3月31日まで>

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				利益剰余金合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				
				固定資産圧縮積立金	特別新事業開拓事業者出資積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	11,094	1,361	2,773	263	52	328,441	55,627	387,157
当期変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩				△1			1	-
特別新事業開拓事業者出資積立金の取崩					△17		17	-
剰余金の配当							△19,847	△19,847
当期純利益							7,923	7,923
自己株式の処分								
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	△1	△17	-	△11,905	△11,924
当期末残高	11,094	1,361	2,773	261	34	328,441	43,722	375,233

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△38,974	360,638	38,013	38,013	398,651
当期変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩		-			-
特別新事業開拓事業者出資積立金の取崩		-			-
剰余金の配当		△19,847			△19,847
当期純利益		7,923			7,923
自己株式の処分	29	29			29
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			1,968	1,968	1,968
当期変動額合計	28	△11,895	1,968	1,968	△9,927
当期末残高	△38,946	348,742	39,981	39,981	388,724

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

東洋製罐グループホールディングス株式会社
取締役会 御中

双研日栄監査法人

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 國 井 隆
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 渡 辺 篤
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 淡 路 洋 平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋製罐グループホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋製罐グループホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

東洋製罐グループホールディングス株式会社
取締役会 御中

双研日栄監査法人

東京都中央区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 國 井 隆
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 渡 辺 篤
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 淡 路 洋 平
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋製罐グループホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第110期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書（謄本）

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第110期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、取締役会と連携して会社の監督機能の一翼を担い、当社及びグループ各社の健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立することを監査の基本方針として監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、グループ監査役連絡会、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、内部監査部門及び双研日栄監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を企業会計審議会制定の「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
内部監査部門については、事前に内部監査計画の協議を行い、実施した監査の結果及びその改善状況について適宜に報告を受けました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人双研日栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人双研日栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月18日

東洋製罐グループホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 上 杉 俊 隆 ㊞

常勤監査役 田 中 俊 次 ㊞

社外監査役 波 光 史 成 ㊞

社外監査役 生 田 章 一 ㊞

社外監査役 赤 松 育 子 ㊞

以 上

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

大崎フォレストビルディング 2階会議室

東京都品川区東五反田二丁目18番1号

電話 03-4514-2000

交通

五反田駅 徒歩8分

●JR山手線 中央改札口東口

●都営浅草線 A3出口

●東急池上線 改札口

大崎駅 北改札東口 徒歩6分

●JR山手線

●JR湘南新宿ライン

●JR埼京線

●東京臨海高速鉄道りんかい線

●相鉄線直通



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。